

職選挙法改正に関する特別委員会において、全会一致をもつて委員会提出の法律案とすることに決したものであります。

なお、本委員会におきまして、本案に関して、不在者投票における投票環境の向上等に関する決議が行われたことを申し添えます。

何とぞ速やかに御賛同いただきますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) これより採決に入ります。まず、日程第一につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第二につき採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は可決いたしました。

○議長(大島理森君) 日程第三とともに、日程第四は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略し、両案を一括して議題とするに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

日程第三 部落差別の解消の推進に関する法律案(第百九十四回国会 二階俊博君外八名提出)

次に、再犯の防止等の推進に関する法律案(法務委員長提出)

○議長(大島理森君) 起立多數。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第四につき採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

よつて、本案は可決いたしました。

日程第四 再犯の防止等の推進に関する法律案(法務委員長提出)

次に、再犯の防止等の推進に関する法律案につきまして、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

○議長(大島理森君) 本件は、再犯の防止等に関する施策を総合的に計画的に推進し、もつて国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与するため、再犯の防止等に関する施策に關し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めようとするものであります。

日程第五 部落差別の解消の推進に関する法律案(内閣員長鈴木淳司君)

次に、再犯の防止等の推進に関する法律案につきまして、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

○議長(大島理森君) 本件は、再犯の防止等に関する施策を総合的に計画的に推進し、もつて国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与するため、再犯の防止等に関する施策に關し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めようとするものであります。

日程第五 金融資本市場をめぐる情勢の変化に関する法律案(内閣員長鈴木淳司君)

次に、再犯の防止等の推進に関する法律案につきまして、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

○議長(大島理森君) 本件は、昨日の法務委員会において、全会一致をもつて委員会提出の法律案とするに決したるものであります。

日程第五 金融資本市場をめぐる情勢の変化に関する法律案(内閣員長鈴木淳司君)

次に、再犯の防止等の推進に関する法律案につきまして、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

○議長(大島理森君) 本件は、昨日の法務委員会において、全会一致をもつて委員会提出の法律案とするに決したるものであります。

日程第五 金融資本市場をめぐる情勢の変化に関する法律案(内閣員長鈴木淳司君)

次に、再犯の防止等の推進に関する法律案につきまして、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

○議長(大島理森君) 本件は、昨日の法務委員会において、全会一致をもつて委員会提出の法律案とするに決したるものであります。

日程第五 金融資本市場をめぐる情勢の変化に関する法律案(内閣員長鈴木淳司君)

次に、再犯の防止等の推進に関する法律案につきまして、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

○議長(大島理森君) 本件は、昨日の法務委員会において、全会一致をもつて委員会提出の法律案とするに決したものであります。

〔賛成者起立〕

文君から提案理由の説明を聴取し、二十五日質疑

<p>割賦販売法の一部を改正する法律案及び同報告書</p> <p>〔本号末尾に掲載〕</p>	
<p>本案は、金融資本市場をめぐる情勢の変化に対応して金融の機能の安定を確保するため、金融機関等の資本の増強に関する措置、生命保険契約者保護機構に対する政府補助に関する措置及び銀行等保有株式取得機構による銀行等からの株式等の買い取りに関する措置の今年度末までの期限を五年間延長するものであります。</p>	
<p>本案は、去る十一月一日当委員会に付託され、二日麻生国務大臣から提案理由の説明を聴取し、昨十六日、質疑を行い、質疑を終局いたしました。次いで、討論を行い、採決いたしましたところ、本案は賛成多数をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。</p> <p>なお、本案に対し附帯決議が付されましたことを申し添えます。</p> <p>以上、御報告申し上げます。(拍手)</p>	<p>○議長(大島理森君) 採決いたします。</p> <p>本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。</p> <p>〔賛成者起立〕</p>
<p>○議長(大島理森君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。</p> <p>日程第六 割賦販売法の一部を改正する法律案(内閣提出)</p> <p>○議長(大島理森君) 日程第六、割賦販売法の一部を改正する法律案を議題といたします。</p> <p>委員長の報告を求めます。経済産業委員長浮島智子君。</p>	<p>○議長(大島理森君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。</p> <p>日程第六 割賦販売法の一部を改正する法律案(内閣提出)</p> <p>○議長(大島理森君) 日程第六、割賦販売法の一部を改正する法律案を議題といたします。</p> <p>委員長の報告を求めます。経済産業委員長浮島智子君。</p>
<p>午後一時十六分散会</p>	<p>○議長(大島理森君) 本日は、これにて散会いたします。</p>
<p>平成二十八年十一月十六日</p>	<p>○議長(大島理森君) 本日は、これにて散会いたします。</p>
<p>出席国務大臣</p>	<p>出席国務大臣</p>
<p>　　総務省大臣　高市早苗君 　　時代代理　　法務大臣　金田勝年君 　　國務大臣　　麻生太郎君</p>	<p>出席国務大臣</p>
<p>第一に、販売業者等に対し、クレジットカード番号等の適切な管理及び不正使用の防止を義務づけること、</p> <p>第二に、クレジットカード番号等の取り扱いを認める契約を締結する事業者に登録制度を設け、販売業者等に対する調査等を義務づけること、</p> <p>第三に、認定割賦販売協会の業務に、クレジットカード番号等の適切な管理等に資する業務を追加すること</p>	<p>第一に、販売業者等に対し、クレジットカード番号等の適切な管理及び不正使用の防止を義務づけること、</p> <p>第二に、クレジットカード番号等の取り扱いを認める契約を締結する事業者に登録制度を設け、販売業者等に対する調査等を義務づけること、</p> <p>第三に、認定割賦販売協会の業務に、クレジットカード番号等の適切な管理等に資する業務を追加すること</p>
<p>トカード番号等の適切な管理等に資する業務を追加すること</p>	<p>トカード番号等の適切な管理等に資する業務を追加すること</p>
<p>本案は、去る十一月一日日本委員会に付託され、翌二日世耕経済産業大臣から提案理由の説明を聴取し、昨日、質疑を行った後、採決を行つた結果、全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。</p> <p>なお、本案に対し附帯決議が付されました。</p> <p>以上、御報告申し上げます。(拍手)</p>	<p>○議長(大島理森君) 本日は、これにて散会いたします。</p>
<p>（通知書受領）</p> <p>一、去る十一日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。</p> <p>独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法の一部を改正する法律</p> <p>一、昨十六日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。</p> <p>公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律</p>	<p>（報告書受領）</p> <p>一、去る十四日、内閣から次の報告書を受領した。</p> <p>第百九十九回国会衆議院において採択された請願の処理経過</p> <p>一、去る十五日、内閣から次の報告書を受領した。</p> <p>国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第七条の規定に基づく南スーアーダン国際平和協力業務実施計画の変更の報告</p> <p>国際連合教育科学文化機関憲章第四条4の規定による二千十五年の国際連合教育科学文化機関第三十八回総会において採択された勧告に関する報告書</p>

(理事補欠選任)

一、昨十六日 常任委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

財務金融委員会

理事 上田 勇君 (理事伊藤涉君昨十六日)

理事辞任につきその補欠)

文部科学委員会

理事 坂本祐之輔君 (理事菊田真紀子君昨十六日)

六日委員辞任につきその補欠)

経済産業委員会

理事 うえの賢一郎君 (理事牧原秀樹君去る十
四日委員辞任につきその補欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る十四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

経済産業委員

辞任

牧原 秀樹君

佐々木 紀君

補欠

菅家 一郎君

青山 周平君

辞任

小林 史明君

山口 泰明君

辞任

逢坂 誠二君

青山 周平君

辞任

小松 裕君

鈴木 隼人君

辞任

鈴木 隼人君

佐々木 隼博君

辞任

佐々木 隼博君

逢坂 誠二君

安全保障委員

辞任

左藤 章君

岩田 和親君

補欠

奥野 信亮君

緒方林太郎君

辞任

岩田 和親君

横路 孝弘君

辞任

奥野 信亮君

緒方林太郎君

辞任

奥野 信亮君

横路 孝弘君

辞任

奥野 信亮君

緒方林太郎君

辞任

文部科学委員

辞任

安藤 裕君

鈴木 貴子君

補欠

小林 史明君

牧 義夫君

辞任

鳩山 二郎君

鈴木 貴子君

辞任

木村 弥生君

木村 宏壽君

辞任

佐々木 紀君

佐々木 紀君

辞任

木村 弥生君

木村 宏壽君

辞任

経済産業委員

辞任

穴見 陽一君

大岡 敏孝君

勝沼 栄明君

牧島かれん君

青山 周平君

宮路 拓馬君

山際大志郎君

小川 淳也君

白石 徹君

大岡 敏孝君

青山 周平君

宮路 拓馬君

山際大志郎君

小川 淳也君

白石 徹君

大岡 敏孝君

青山 周平君

宮路 拓馬君

山際大志郎君

小川 淳也君

白石 徹君

大岡 敏孝君

青山 周平君

宮路 拓馬君

山際大志郎君

小川 淳也君

白石 徹君

大岡 敏孝君

青山 周平君

宮路 拓馬君

山際大志郎君

小川 淳也君

白石 徹君

大岡 敏孝君

官 報 (号 外)

「土人」という言葉は差別だと断定できないといふ鶴保大臣の答弁に関する質問主意書(初鹿明博君提出)

沖縄県東村高江のヘリパッド建設工事に反対する住民・県民を警備するため派遣された大阪府機動隊員による差別発言に関する再質問主意書(仲里利信君提出)

航空機からの落ト物に関する質問主意書(長妻昭君提出)

都市再生機構の千葉ニュータウン事業における補償契約等に関する質問主意書(長妻昭君提出)

一、去る十一日、議員から提出した質問主意書は次のことおりである。

ヒラリー・クリントン候補重視の日本外交の問題意識に関する質問主意書(逢坂誠二君提出)

法務省の任務における人権の範囲に関する再質問主意書(逢坂誠二君提出)

一、去る十四日、議員から提出した質問主意書は次のことおりである。

インドが核実験を行った場合の日印原子力協定の扱いに関する質問主意書(逢坂誠二君提出)

特定個人情報保護評価の運用状況に関する質問主意書(本村賢太郎君提出)

マイナンバー制度における罰則規定の運用に関する質問主意書(本村賢太郎君提出)

名護市辺野古新基地建設工事のあつせんを中心とする業務とする一般社団法人と政府が締結した建物賃貸借契約に関する質問主意書(仲里利信君提出)

会計検査院からの検査対象法人へのいわゆる天下りに関する質問主意書(長妻昭君提出)

一、去る十五日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

日印原子力協定に関する「見解及び了解に関する公文」に関する質問主意書(逢坂誠二君提出)

駆けつけ警護の英訳に関する再質問主意書(逢坂誠二君提出)

一、昨十六日、議員から提出した質問主意書は次のことおりである。

武力紛争と戦闘行為との関係に関する質問主意書(緒方林太郎君提出)

T P P 再交渉に関する質問主意書(緒方林太郎君提出)

（答弁書受領）

一、去る十一日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員逢坂誠二君提出日印原子力協定を締結するという報道に関する質問主意書

平成二十八年十一月一日提出

質問 第九七号

日印原子力協定を締結するという報道に関する質問主意書 提出者 逢坂誠二

一、去る十一日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員逢坂誠二君提出日印原子力協定を締結するという報道に関する質問に対する答弁書

衆議院議員仲里利信君提出米軍北部訓練場への新たなヘリパッド建設のために陸上自衛隊のヘリコプターが使用されたことに関する第三回質問に対する答弁書

衆議院議員仲里利信君提出他都府県から沖縄県への機動隊派遣に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員大西健介君提出N H K会長の選任に関する質問に対する答弁書

衆議院議員大西健介君提出演説原稿等の漏えいに関する質問に対する答弁書

衆議院議員大西健介君提出個人型確定拠出年金の販売促進への協力依頼に関する質問に対する答弁書

下りに關する質問主意書(長妻昭君提出)

答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出法務省の任務に関する質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出旧ソ連時代の日ソ共同宣言等の有効性に関する質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出法務省の任務における人権の範囲に関する質問に対する答弁書

衆議院議員長妻昭君提出いじめ認知件数の公私間格差に関する質問に対する答弁書

衆議院議員升田世喜男君提出国土交通省の「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」に関する再質問に対する答弁書

（答弁書受領）

一、一九七四年を皮切りに核実験を行っている国であるが、こうした国に原子力発電所を輸出するのは、世界唯一の被爆国である日本が率先して核不拡散条約(N P T)の枠組みを崩す懸念があるのではないか。政府の見解を示されたい。

二、昨年十二月にインドのニューデリーで開かれた日印首脳会談で、安倍首相が「核実験を行うことのあるような場合には協力を停止する」と

印度側に伝えたと承知しているが、一旦、日本が原子力発電所を輸出し、建設、稼働してしまえば、それを白紙に戻すのは非現実的であり、いくら「協力を停止する」と言つても、それは空文となってしまうのではないか。政府の見解を示されたい。

三、日本、インド両政府は、十一月中旬に東京で行う安倍晋三首相とモディ首相との首脳会談で、日本からインドへの原発輸出を可能にする日印原

子力協定に署名する方針を固めた等の報道を行つてゐるが、この内容に関して政府の判断に疑惑があるので、以下質問する。

右質問する。

一、政府は、平成二十八年十一月中旬に日印原子力協定に署名する方針を決定したのか。

二、日印原子力協定を締結する理由と日本へのメ

リットは何か。政府の見解を示されたい。

三、日印原子力協定の締結で、日本からインドへの原子力発電所の輸出は可能になるのか。政府の見解を示されたい。

四、日本が輸出した原子力発電所から発生する使用済み核燃料に關し、その再処理を容認するのか否か。政府の見解を示されたい。

五、インドは、核不拡散条約(N P T)に加入せず、一九七四年を皮切りに核実験を行つている国であるが、こうした国に原子力発電所を輸出するのは、世界唯一の被爆国である日本が率先して核不拡散条約(N P T)の枠組みを崩す懸念があるのではないか。政府の見解を示されたい。

官報 (号外)

〔別紙〕

衆議院議員逢坂誠二君提出日印原子力協定を締結するという報道に関する質問に対する答弁書

一から五までについて

インドとの原子力協定については、一千八年に、インドが表明した核実験モラトリームの継続等の「約束と行動」と呼ばれる政策を前提として、原子力供給国グループがインドとの平和的、目的の原子力協力を認め、インドと各国との原

子力協力が可能となつたことも踏まえ、我が国として、インドとの原子力の平和的利用の分野における協力のための枠組みを定めるものである。同協定は、原子力の平和的利用について印度が責任ある行動をとることを確保するものであり、このことはインドを国際的な不拡散体制に実質的に参加させることにつながる。同協定については現時点では未署名であり、その文言についてお答えすることは差し控えたい。

仮にインドが核実験を行つた場合には日本からの協力を停止する方針である。かかる我が国の立場はインド側も了解している。

平成二十八年十一月一日提出

質問 第九八号

米軍北部訓練場への新たなヘリパッド建設のために陸上自衛隊のヘリコプターが使用されたことに関する第三回質問主意書

提出者 仲里 利信

平成二十八年十一月十七日 衆議院会議録第一号 議長の報告

米軍北部訓練場への新たなヘリパッド建設

のために陸上自衛隊のヘリコプターが使用されたことに関する第三回質問主意書

ために陸上自衛隊のヘリコプターが使用されたことに関する第三回質問主意書

四 政府は沖縄県民の民意が東村高江へのヘリパッド建設や名護市辺野古への新基地建設反対にあることをなぜ理解し、建設を断念しようとしているのか。

〔別紙〕

衆議院議員仲里利信君提出米軍北部訓練場への新たなヘリパッド建設のために陸上自衛隊のヘリコプターが使用されたことに関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

五 自衛隊のヘリによる資機材の運搬により、工事請負契約で業者が負担することになつていて、陸路での運搬経費が不要となつた。このことについて本職が「減額変更契約を行うべきである」と指摘したこと、政府は「直接工事費等に所定の率を乗じて算出しており、本件運搬を理由とした減額変更契約を行う必要はない」と答弁し、自衛隊のヘリを使うことを決めていたのか

と質問したこと、質問には全く答えようとしていない。また、自衛隊のヘリを使用したことにより負担を免れた資機材の運搬経費に対する契約変更や、資料提供依頼に対し全く対応していないとの指摘に対する対応について、いかにも対応が適切であるかのような答弁に終始している。

そこでお尋ねする。

一 再質問に対する答弁では、政府は「平成二十七年十二月九日に申請し、二十二日に許可を受けた」としている。それならば、政府がヘリパッドの建設を再開することを決定した時期はいつか。

二 質問一に関連して、政府が平成二十七年十二月九日に自衛隊のヘリの申請を行つたならば、少なくとも政府はそれ以前に自衛隊のヘリを使用することを決めていたことになるが、その理解でよいか。

三 質問一及び二に関連して、政府は平成二十七年十二月九日以前から、ヘリパッド建設に当たつては沖縄県東村の住民や県民から猛反発を受けることを想定していたのか。

内閣衆質一九二第九八号
内閣總理大臣 安倍 晋三

四について

北部訓練場の過半の返還については、沖縄県内の在日米軍施設・区域の面積の約二割に当た

二及び三について

お尋ねの「少なくとも政府はそれ以前に自衛隊のヘリを使用することを決めていた」と「政府は平成二十七年十二月九日以前から・・・想定していた」の意味するところが必ずしも明らかではないが、沖縄防衛局は、北部訓練場のヘリコプター着陸帯の移設工事(以下「本件工事」という)については、平成十九年七月から行つているところである。

一について

お尋ねの「政府がヘリパッドの建設を再開することを決定」の意味するところが必ずしも明らかではないが、沖縄防衛局は、北部訓練場のヘリコプター着陸帯の移設工事(以下「本件工事」という)については、平成十九年七月から行つているところである。

二及び三について

お尋ねの「少なくとも政府はそれ以前に自衛隊のヘリを使用することを決めていた」と「政府は平成二十七年十二月九日以前から・・・想定していた」の意味するところが必ずしも明らかではないが、本件工事における自衛隊のヘリコプターによる機材の運搬に係る航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第八十一条ただし書に規定する国土交通大臣の許可について

は、先の答弁書(平成二十八年十月二十八日内閣衆質一九二第七二号。以下「前回答弁書」という)一から四まで及び七についてでお答えしたとおりである。

北訓練場の過半の返還については、沖縄県内の在日米軍施設・区域の面積の約二割に当た

七

平成二十八年十一月一日提出

質問 第九九号

他都府県から沖縄県への機動隊派遣に関する再質問主意書

提出者 仲里 利信

他都府県から沖縄県への機動隊派遣に関する再質問主意書

る本土復帰後最大の返還であるが、返還に関する日米合意から既に二十年が経過しているものの、いまだ返還は実現しておらず、もはや先送りは許されないものと考えている。本件については、地元の国頭村や東村が、返還された跡地の有効活用策として国立公園の指定や世界自然遺産への登録を目指すとして、早期返還を要望しているものと承知しており、政府としては、沖縄の負担軽減のため、同訓練場の早期の返還を目指し、引き続き、着実に取組を進める必要があると考へていて。

また、普天間飛行場の移設については、住宅や学校で囲まれ、市街地の真ん中にある同飛行場の固定化は絶対に避けなければならないと考えており、これは政府と沖縄の皆様の共通認識であると考えていて。同飛行場の移設については、キャンプ・シュワブ辺野古崎地区及びこれに隣接する水域に代替施設を建設する現在の計画が、同飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策であると考えていて。政府としては、同飛行場の一日も早い移設・返還を実現し、沖縄の負担を早期に軽減していくよう努力していく考へである。

五について
お尋ねについては、前回答弁書六についてでお答えしたとおりである。

御指摘の「九月十四日に提供依頼を行つた二件の資料」については、前回答弁書九についてでお答えしたとおりであり、「矛盾」、「取り繕うため慌てふためいて提出した」とび「強弁」との御指摘は当たらない。

三 質問二に連して、政府が「関係法令に基づき適切に支出した」と主張する関係法令とは具体的には何か。

四 本職は「公安委員会の事務は自治事務であり、警察庁の関与を受けることなく、自主的に、かつ、独立した立場で決定し、自らの権限を行使できる」と質したところ、政府は「地方自治法の自治事務と法定受託事務のいずれに対しても、警察庁長官は都道府県公安委員会及び警察に一定の関与をする」と答弁した。これは都道府県公安委員会の「住民の代表」として、都道府県警察を民主的に管理すると同時に、政治的中立を守るべき責務を否定し、形骸化させる答弁に他ならないが、政府の認識と見解はどうか。

五 本職は、今回の他都府県からの機動隊派遣の決定方法や、東村高江での機動隊による暴力的な警備に鑑みて、公安委員会や都道府県警察の行末に強い危機感を抱いた。このような事態に立ち至つたのもひとえに公安委員会の権限として「都道府県警察を管理する」とされてはいるものの、管理に属する警察官はもとより、その他の全ての職員に対して任命権を持つていいことや、各都道府県警察の本部長や警視正以上の階級にある警察官は国家公務員とされ、國家公安委員会が任命することなど現行警察法に所以するものと思われる。これでは正しく我が国は戦前と同様に中央集権的警察制度に逆行したと言わざるを得ないが、政府の認識と見解はどうか。

六 本職は、警察法がその目的で高らかに謳つてゐるよう個人の権利と自由を保護し、民主的的理念を基調とする警察の管理と運営を保障するとともに、「警察の活動は、厳格に前項の責務の範囲に限られ、その責務の遂行に当たつては、不偏不党且つ公平中正を旨とし、いやしくも日本国憲法の保障する個人の権利及び自由の干渉にわたる等その権限を濫用することがあつてはならない」との規定を政府が思い起こして、名護市辺野古新基地建設や東村高江のヘリパッド建設工事に無抵抗・非暴力主義で阻止活動を開催している沖縄県民に対する警備のあり方を見直すべきであると考えるが、政府の認識と見解はどうか。

右質問する。

内閣衆質一九二第九九号

平成二十八年十一月十一日

内閣総理大臣 安倍晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員仲里利信君提出他都府県から沖縄県への機動隊派遣に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員仲里利信君提出他都府県から沖

縄県への機動隊派遣に関する再質問に対する答弁書

一について

御指摘の「事務方の暴走であり、公安委員会の独立性や意思決定をないがしろにする行為として警察法上許されるべき行為ではないと思われるが、政府の認識と見解はどうか。

二 政府や地方自治体が支出する際に「明文規定がなくても支出できる」とする法令上の根拠は何か。

三 質問二に連して、政府が「関係法令に基づき適切に支出した」と主張する関係法令とは具体的には何か。

四 本職は「公安委員会の事務は自治事務であり、警察庁の関与を受けることなく、自主的に、かつ、独立した立場で決定し、自らの権限を行使できる」と質したところ、政府は「地方自治法の自治事務と法定受託事務のいずれに対しても、警察庁長官は都道府県公安委員会及び警察に一定の関与をする」と答弁した。これは都道府県公安委員会の「住民の代表」として、都道府県警察を民主的に管理すると同時に、政治的中立を守るべき責務を否定し、形骸化させる答弁に他ならないが、政府の認識と見解はどうか。

五 本職は、今回の他都府県からの機動隊派遣の決定方法や、東村高江での機動隊による暴力的な警備に鑑みて、公安委員会や都道府県警察の行末に強い危機感を抱いた。このような事態に立ち至つたのもひとえに公安委員会の権限として「都道府県警察を管理する」とされてはいるものの、管理に属する警察官はもとより、その他の全ての職員に対して任命権を持つていいことや、各都道府県警察の本部長や警視正以上の階級にある警察官は国家公務員とされ、國家公安委員会が任命することなど現行警察法に所以するものと思われる。これでは正しく我が国は戦前と同様に中央集権的警察制度に逆行したと言わざるを得ないが、政府の認識と見解はどうか。

六 本職は、警察法がその目的で高らかに謳つてゐるよう個人の権利と自由を保護し、民主的的理念を基調とする警察の管理と運営を保障するとともに、「警察の活動は、厳格に前項の責務の範囲に限られ、その責務の遂行に当たつては、不偏不党且つ公平中正を旨とし、いやしくも日本国憲法の保障する個人の権利及び自由の干渉にわたる等その権限を濫用することがあつてはならない」との規定を政府が思い起こして、名護市辺野古新基地建設や東村高江のヘリパッド建設工事に無抵抗・非暴力主義で阻止活動を開催している沖縄県民に対する警備のあり方を見直すべきであると考えるが、政府の認識と見解はどうか。

右質問する。

内閣衆質一九二第九九号

平成二十八年十一月十一日

内閣総理大臣 安倍晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員仲里利信君提出他都府県から沖縄県への機動隊派遣に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員仲里利信君提出他都府県から沖

縄県への機動隊派遣に関する再質問に対する答弁書

一について

御指摘の「事務方の暴走であり、公安委員会の独立性や意思決定をないがしろにする行為として警察法上許されるべき行為ではないと思われるが、政府の認識と見解はどうか。

二 政府や地方自治体が支出する際に「明文規定がなくても支出できる」とする法令上の根拠は

何か。

(号外)

三つ
四つ
五つ
六つ
七つ
八つ
九つ
十つ

「前回答弁書」という。一から四まで、六、九及び十一についてでお答えしたとおりである。

二について

お尋ねの「明文規定がなくとも支出できる」の意味するところが必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難である。なお、「ガソリン代や高速道路代、修理費」を「六都府県」又は沖縄県のいずれが負担するか警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)上明文の規定がないことについては、前回答弁書十についてでお答えしたとおりである。

三について

お尋ねの「六都府県の機動隊のガソリン代や高速道路代、修理費」については、沖縄県が、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十二条第一項等の規定に基づき支出したものである。

四について

警察庁長官の指揮監督権を定めた警察法第十一条の規定は、各都道府県において統一された警察運営がなされるよう一定の関与を行なうために設けられたものであり、「都道府県公安委員会の住民の代表」として、都道府県警察を民主的に管理すると同時に、政治的中立を守るべき責務を否定し、形骸化させる答弁に他ならないとの御指摘は当たらない。

五について

地方警務官の任命を定めた警察法第五十条の規定は、警察事務が一面において国家的性格を有するものであることから、都道府県警察の業務が的確に遂行されることを確保するなどのために設けられたも

のであり、当該任免は都道府県公安委員会の同意を得て行つこととされている。また、その他都道府県警察の職員は、警視総監又は道府県警察本部長がそれぞれ都道府県公安委員会の意見を聴いて任免することとされており、「我が国は戦前と同様に中央集權的警察制度に逆行したことと言わざるを得ない」との御指摘は当たらない。

六について

御指摘の「無抵抗・非暴力主義で阻止活動を展開」の意味するところが必ずしも明らかではないが、沖縄県警察においては、「名護市辺野古新基地建設や東村高江のヘリパッド建設工事」に対する抗議活動の状況等を踏まえ、現場における混乱及び交通の危険の防止等のために必要な警備活動を、警察法第二条に規定する警察の責務を達成するために適切に行つているものと承知しており、「警備のあり方」を見直すこととは考えていない。

平成二十八年十一月二日提出
質問 第一〇〇号

NHK会長の選任に関する質問主意書
提出者 大西 健介

内閣衆質一九二第一〇〇号
平成二十八年十一月十一日
内閣總理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 大島 理森殿
衆議院議員大西健介君提出NHK会長の選任に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。
〔別紙〕

衆議院議員大西健介君提出NHK会長の選任に関する質問に対する答弁書
任に關する質問に対する答弁書
一から三までについて

放送法(昭和二十五年法律第二百三十二号)第五十二条第一項の規定により、日本放送協会の会長は、経営委員会が任命することとされおり、手続の在り方も含め、経営委員会において適切に判断されるものと考へてゐる。

平成二十八年十一月二日提出
質問 第一〇一號

演説原稿等の漏えいに關する質問主意書
提出者 大西 健介

内閣衆質一九二第一〇一號
平成二十八年十一月十一日
内閣總理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 大島 理森殿
衆議院議員大西健介君提出演説原稿等の漏えいに關する質問に対する答弁書
〔別紙〕

衆議院議員大西健介君提出演説原稿等の漏えいに關する質問に対する答弁書
一について

お尋ねの「公職についていない民間人に事前に首相が演説原稿を渡してアドバイスを受けた場合」の意味するところが必ずしも明らかではなく、お答えすることは困難である。

二について

お尋ねの「これまで」、「公職についていない民間人」、「事前」、「演説原稿」及び「機密性の高い情報」の意味するところが必ずしも明らかではないが、例えば、安倍内閣総理大臣の第百九十二回国会における所信表明演説の原稿は、法令等を遵守し適切に作成されたものである。

平成二十八年十一月二日提出
質問 第一〇二号

個人型確定拠出年金の販売促進への協力依頼に関する質問主意書

提出者 大西 健介

個人型確定拠出年金の販売促進への協力依頼に関する質問主意書

厚生労働省が九月、個人型確定拠出年金の販売促進への協力依頼のメールを金融機関に送つたのは事実か。また、その経緯について答えられたい。

二 販売促進への協力依頼の中に、制度普及に要する費用の一部を各金融機関に負担することを要請したのは事実か。また、具体的な金額を示して要請したのか。

三 厚生労働省が一方的に民間金融機関に制度普及に要する費用を負担するやり方は、民間の立場からは無言の圧力と受けとめられ、断ることが困難であり、適切とは言えないのではないか。

右質問する。

内閣衆賀一九二第一〇二号

平成二十八年十一月十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員大西健介君提出個人型確定拠出年金の販売促進への協力依頼に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員大西健介君提出個人型確定拠出年金の販売促進への協力依頼に関する質問に対する答弁書

一及び二について

「個人型確定拠出年金の販売」について法令上の定めはなく、御指摘の「個人型確定拠出年金の販売促進」及び「販売促進への協力依頼」の意味するところが必ずしも明らかではないが、確定拠出年金法(平成十三年法律第八十八号)第六十二条第一項各号に掲げる個人型年金加入者の範囲が平成二十九年一月一日から拡大されることが踏まえ、金融機関の業界団体等により平成二十八年七月二十六日に設置された確定拠出年金普及・推進協議会(以下「協議会」という。)に厚生労働省もオブザーバーとして参加し、官民が一体となって個人型確定拠出年金(同法第二条第三項に規定する個人型年金をいう。以下同じ。)の制度の普及に取り組んでいるところである。この取組の一環として、厚生労働省としても、電話や電子メールによる面会趣旨の説明及び面会日程の調整の上、協議会に参加している金融機関の業界団体等及び当該金融機関の業界団体に加盟しているいくつかの金融機関(以下「協議会参加団体等」という。)の関係者と面会

し、個人型確定拠出年金の制度の普及促進のために官民が協働して行うことが想定される活動(以下「普及促進活動」という。)の内容の例並びに普及促進活動のために必要となる経費の総額の見込み及び個々の協議会参加団体等が普及促進活動のために負担する金額の目安を説明し、普及促進活動の内容及び経費に関する意見を求めて、普及促進活動を協働して行うことの可否及び普及促進活動のために負担可能な金額の検討を協議会参加団体等に対してお願いしている。

二

法務省における「基本法制」の維持及び整備における「基本法制」とは何か。政府の見解を示されたい。

一

法務省の任務における「基本法制」の維持及び整備とは具体的にどういう任務なのか。政府の見解を示されたい。

三

御指摘の「一方的に民間金融機関に制度普及に関する費用負担を要請するやり方」の意味するところが必ずしも明らかではないが、一及び二について述べた検討のお願いは、官民一体の取組の一環として行っていること、検討をお願いする際に普及促進活動の内容及び経費に関する意見を求めており、並びに普及促進活動を協働して行うことの可否及び普及促進活動のために負担可能な金額は飽くまで個々の協議会参加団体等の判断に委ねていて、「適切とは言えない」とは考えていない。

四 法務省設置法第三条第二項に規定する、「同項の任務に関連する特定の内閣の重要な政策に関する内閣の事務を助ける」とは、具体的にどういう任務なのか。国民に分かりやすく理解できるような文言で、政府の見解を示されたい。

五

右質問する。

六

右質問する。

る争訟の統一的かつ適正な処理並びに出入国の公正な管理を図ることを任務とする」と規定されているが、この法務省の任務などに関する疑惑があるので、以下質問する。

七

法務省の任務における「基本法制」の維持及び整備とは具体的にどういう任務なのか。政府の見解を示されたい。

八

法務省の任務における「基本法制」の維持及び整備とは具体的にどういう任務なのか。政府の見解を示されたい。

九

法務省設置法第三条第一項で「法務省の任務」は、「法務省は、基本法制の維持及び整備、法秩序の維持、国民の権利擁護、國の利害に關係のある

衆議院議員逢坂誠二君提出法務省の任務に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

十

衆議院議員逢坂誠二君提出法務省の任務に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

十一

衆議院議員逢坂誠二君提出法務省の任務に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

十二

衆議院議員逢坂誠二君提出法務省の任務に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

十三

衆議院議員逢坂誠二君提出法務省の任務に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

十四

衆議院議員逢坂誠二君提出法務省の任務に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

十五

衆議院議員逢坂誠二君提出法務省の任務に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

十六

衆議院議員逢坂誠二君提出法務省の任務に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

十七

衆議院議員逢坂誠二君提出法務省の任務に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

十八

衆議院議員逢坂誠二君提出法務省の任務に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

十九

衆議院議員逢坂誠二君提出法務省の任務に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

二十

衆議院議員逢坂誠二君提出法務省の任務に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

二十一

衆議院議員逢坂誠二君提出法務省の任務に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

二十二

衆議院議員逢坂誠二君提出法務省の任務に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

二十三

衆議院議員逢坂誠二君提出法務省の任務に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

二十四

衆議院議員逢坂誠二君提出法務省の任務に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員逢坂誠二君提出法務省の任務に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

二十五

。

以下「設置法」という。第三条第一項の「基本法制」とは、民事及び刑事の基本法令並びに司法制度を意味し、同項の「維持及び整備」とは、これら的基本法制を安定した法制度として維持するとともに、常に内外の社会経済事象を的確に把握し、時代の要請によく適応したものとするよう調査、研究、企画及び立案を行うことなどを意味するものと解している。

三について

設置法第三条第一項の「法秩序の維持」とは、国家の刑罰権を適正かつ迅速に実現し、犯罪者の改善及び更生と犯罪の防止を図ること等により、法により規律された社会の秩序を維持・確保して、社会の平和を保持し、個人及び公共の福祉を図るとともに、取引と身分関係に関する基本的な法制度を整備し、これを適正に運営することにより私的自治の基礎を支えることを意味するものと解している。

四について

設置法第三条第二項の「同項の任務に関連する特定の内閣の重要な政策に関する内閣の事務を助けることは、同条第一項の任務に関連する特定の内閣の重要な政策について、当該重要な政策に關して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整の事務を積極的かつ能動的に担うことにより、内閣としての最終・最高の調整機能を補佐することを意味するものと解しており、同条第三項の規定により、法務省は、この任務を遂行するに当たり、内閣官房を助けるものとするとされている。な

いて決定された基本的な方針はなく、当該任務を達成するために設置法第四条第二項の規定に基づきつかさどる具体的な事務はない。

平成二十八年十一月二日提出
質問 第一〇四号

旧ソ連時代の日ソ共同宣言等の有効性に関する質問主意書

提出者 逢坂 誠二

旧ソ連時代の日ソ共同宣言等の有効性に関する質問主意書

日本政府は、ソビエト社会主义共和国連邦（ソ連）といふ。）との間で、次の宣言等を発表している。すなわち、一九五六年の「日本国とソヴィエト社会主义共和国連邦との共同宣言」、一九七三年の田中角栄首相のソ連訪問における「日ソ共同声明」、一九九一年のゴルバチョフ大統領の日本訪問における「日ソ共同声明」である。

他方、ロシア連邦との間には、一九九三年のシリツイン大統領の日本訪問における「東京宣言」がある。

ソ連は、一九九一年十二月二十五日にゴルバチョフ大統領が辞任し、同二十六日にソビエト連邦最高会議が連邦の解体を宣言したため、崩壊している。その後、旧ソ連の体制は変更され、複数の国に分割されている。またロシア連邦の国内政治も激しい混迷を経た。このような旧ソ連、ロシア連邦の国内情勢を鑑み、これら宣言等の有効性に關して疑義があるので、以下質問する。

一 これら宣言等は、現在、どの国に継承され、有効であるのか否かを、その根拠とともに明らかにされたい。

二 これら宣言などの一部のみが継承されている場合、継承されていない部分とその理由について示されたい。

三 右の一、二の問についての答弁における日本政府の認識は、これら宣言等が継承された相手国とも合意されているのか。政府の見解を示されたい。

四 右の三について、日本政府と相手国が合意している根拠はどのようなものか具体的にお示しいただきたい。

右質問する。

内閣衆賀一九二第一〇四号
平成二十八年十一月十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿
衆議院議員逢坂誠二君提出旧ソ連時代の日ソ共同宣言等の有効性に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕
衆議院議員逢坂誠二君提出旧ソ連時代の日ソ共同宣言等の有効性に関する質問に対する答弁書

一から四までについて

お尋ねの「継承」の意味するところが必ずしも明らかではないが、日本国とソヴィエト社会主义共和国連邦（以下「ソ連邦」という。）との間で締結された条約その他の国際約束には当たらないが、ロシアとの間では、東京宣言第二項において、「両国の間で合意の上作成された諸文書を基礎として北方四島の帰属の問題を解決することにより平和条約を早期に締結するよう交渉を継続することが確認されている。

平成二十八年十一月二日提出
質問 第一〇五号

法務省の任務における人権の範囲に関する質問主意書
提出者 逢坂 誠二

法務省の任務における人権の範囲に関する質問主意書
提出者 逢坂 誠二
法務省設置法第二条第一項で「法務省の任務」は、「法務省は、基本法制の維持及び整備、法秩

は、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、ジョージア、タジキスタン、トルクメニスタン、ベラルーシ及びモルドバとの間に引き続き適用されることだが、これらの国々との間での口上書の交換又は書簡の往復により確認されている。また、ロシアとの間では、千九百九十三年の「日露関係に関する東京宣言」（以下「東京宣言」という。）第一項において、「ロシア連邦がソ連邦と國家としての継続性を有する同一の国家であり、日本国とソ連邦との間のすべての条約その他の国際約束は日本国とロシア連邦との間で引き続き適用されること」が確認されている。

なお、御指摘の千九百七十三年の「日ソ共同声明」及び千九百九十一年の「日ソ共同声明」は、いずれも日本国とソ連邦との間で締結された条約その他の国際約束には当たらないが、ロシアとの間では、東京宣言第二項において、「両国の間で合意の上作成された諸文書を基礎として北方四島の帰属の問題を解決することにより平和条約を早期に締結するよう交渉を継続することが確認されている。

序の維持、国民の権利擁護、国の利害に關係のある争訟の統一的かつ適正な処理並びに出入国の公正な管理を図ることを任務とする」と規定されているが、この条文に関して疑義があるので、以下質問する。

一 「国民の権利」とは、具体的にどのようなものか。政府の見解を示されたい。

二 「国民の権利」には、主権者である国民が政治に参加する権利や参政権は含まれるのか。政府の見解を示されたい。

右質問する。

内閣衆質一九二第一〇五号

平成二十八年十一月十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員逢坂誠二君提出法務省の任務における人権の範囲に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員逢坂誠二君提出法務省の任務における人権の範囲に関する質問に対する答弁書

弁書

一及び二について

お尋ねの「主権者である国民が政治に参加する権利や参政権」の具体的な意味するところが必ずしも明らかではないが、法務省の任務について規定する法務省設置法(平成十一年法律第十九号)第三条第一項の「国民の権利」とは、憲法で保障された国民の基本的人権を始めとする国民の権利一般をいうものと考えている。

いじめ認知件数の公私間格差に関する質問主意書

提出者 長妻 昭
平成二十八年十一月二日提出 質問 第一〇六号
いじめ認知件数の公私間格差に関する質問主意書

意書

提出者 長妻 昭

平成二十八年十一月二日提出 質問 第一〇六号
いじめ認知件数の公私間格差に関する質問主意書

主意書

れなければ、対策も中途半端に終わる。認知されない、いじめを把握する方法としてどのようなことが研究、検討されているのかお示し願いたい。いじめが起きやすい学校といじめが起きにくい学校があるとすれば、それはどのような学校環境に基づくものだと考えるのか。安倍内閣の見解を問う。

右質問する。

右質問する。

内閣衆質一九二第一〇六号

平成二十八年十一月十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員長妻昭君提出いじめ認知件数の公私間格差に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員長妻昭君提出いじめ認知件数の公私間格差に関する質問に対する答弁書

公私間格差に関する質問に対する答弁書

お尋ねの「小中学校それぞれの公立と私立の一〇〇〇人当たりのいじめ認知件数」及び「一〇〇〇人当たりのいじめの認知件数は小中学校それぞれ得るものであり、文部科学省は学校現場に対して、いじめの認知件数が多い学校については、『いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けた取組のスタートラインに立つて』いると極めて肯定的に評価する旨周知しているところです」。

「いじめは、どの学校にも、どの子供にも起こり得るものであり、文部科学省は学校現場に対して、いじめの認知件数が多い学校については、『児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査』により、平成十八年度から平成二十七年度までの各年度における各学校が認知しているいじめの件数(以下「いじめの認知件数」といふ)を承知している。児童生徒千人当たりのいじめの認知件数について、小学校及び中学校の別に、同調査に基づき計算した①公立学校におけるもの、②私立学校におけるもの及び③①を②で除して得た値をお示しすると、次のとおりである。

小学校	平成十八年度	①約八・五件	②約四・四件
平成二十一年度	①約五・八件	②約二・二件	③約一・九
平成十九年度	①約六・九件	②約三・四件	③約二・〇
平成二十一年度	①約五・〇件	②約一・九件	③約一・六
平成二十二年度	①約五・三件	②約一・五件	③約二・一
平成二十三年度	①約四・八件	②約一・五件	③約二・六
平成二十四年度	①約七・五件	②約七・九件	③約三・二
平成二十五年度	①約十七・九件	②約八・一件	③約二・二
平成二十六年度	①約十八・八件	②約八・九件	③約二・一
平成二十七年度	①約二十三・三件	②約十・九件	③約二・一
平成二十八年度	①約十四・九件	②約六・五件	③約二・一
平成十九年度	①約十二・六件	②約四・六件	③約二・七件
平成二十一年度	①約十・八件	②約三・四件	③約三・二
中学校			
平成十八年度	①約十四・九件	②約六・五件	③約二・三件
平成十九年度	①約十二・六件	②約四・六件	③約二・七件
平成二十一年度	①約十・八件	②約三・四件	③約三・二
平成二十二年度	①約九・九件	②約三・二件	③約三・一

官 報 (号外)

平成二十三年度	①約九・〇件	②約四・〇件
③約二・三		
平成二十四年度	①約十八・六件	②約九・一
件 ③約二・〇		
平成二十五年度	①約十六・四件	②約五・六
件 ③約二・九		
平成二十六年度	①約十五・八件	②約五・八
件 ③約二・七		
平成二十七年度	①約十七・八件	②約八・二
件 ③約二・二		

小学校及び中学校における児童生徒千人当たりのいじめの認知件数は、公立学校におけるものであるか私立学校におけるものであるかを問わず、各学校間において大きな差異があるところ、この差異の理由については、各教員においていじめの捉え方が異なること等の様々な要因が考えられるところから、お尋ねの「いじめの認知件数の公私間格差」の理由について一概にお答えすることは困難である。

お尋ねの「いじめの認知件数の多い学校が評価できる学校」ということが一概に言えるのかどうかについては、各学校においては、発生しているいじめを漏れなく認知した上で、その解消に向けて取り組むことが重要であると考えており、こうした取組を行った結果として、いじめの認知件数が多くなっている学校については、肯定的に評価すべきものと考えている。

お尋ねの「認知されない、いじめを把握する方法」については、例えば、文部科学省において、学校の設置者及びその設置する学校による効果的なアンケート調査や教育相談の在り方等について検討している。

お尋ねの「学校環境」については、各学校の個別の状況により様々であるため、一概にお答えすることは困難であるが、いじめ防止対策推進法(平成二十五年法律第七十一号)第十一条第一項の規定に基づき平成二十五年十月十一日に文部科学大臣が決定したいじめの防止等のための基本的な方針においては、いじめを未然に防止するためには、「全ての児童生徒を、いじめに向かわせることがある大人へと育み、いじめを生まない土壤をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である」としているところであり、こうして取組が適切に行われるよう、各学校の対応を促してまいりたい。

または国民健康保険組合、六十歳未満は国民年金に加入している者)で労働者性が認められない者は現場入場制限を受けない対象者か。

三 個人事業所五人未満の事業主(市町村国民健康保険または国民健康保険組合、六十歳未満は国民年金に加入している者)は現場入場制限を受けない対象者か。

右質問する。

外との事項について再質問する。

一 政府は経営事項審査を取り扱う行政機関や、元請企業、下請企業、二次下請企業等に対し健康保険適用除外事業所の取り扱いに對し具体的にどのように正しい知識の周知を行うのか。

二 事業者である一人親方(市町村国民健康保険または社会保険の加入に關する下請指導ガイドライン)に関する再質問主意書

提出者 升田世喜男

平成二十八年十一月二日提出
質問 第一〇七号

国土交通省の「社会保険の加入に關する下請指導ガイドライン」に関する再質問主意書

内閣衆質一九二第一〇七号

平成二十八年十一月十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 大島 理森殿

請指導ガイドラインに関する再質問主意書

国土交通省の「社会保険の加入に關する下請指導ガイドライン」に関する再質問主意書

衆議院議員升田世喜男君提出国土交通省の「社会保険の加入に關する下請指導ガイドライン」に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員升田世喜男君提出国土交通省の「社会保険の加入に關する下請指導ガイドライン」に関する再質問に対する答弁書

お尋ねの「健康保険適用除外事業所の取り扱い」については、「建設業に係る協会けんぽへの加入と国民健康保険組合への加入について」を平成二十四年七月三十日に作成し、国土交通省のホームページに掲載するとともに、関係する行政機関、団体及び建設企業を対象とした「社会保険等未加入対策に関する説明会」においても周知を行っているところである。加えて、関係する行政機関及び団体に對し、改めて文書により周知を行う予定である。

二及び三について

お尋ねの者については、「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」(平成二十四年七月四日付け国土建百三十六号・国土建整第七十二号国土交通省土地・建設産業局建設業課長及び建設市場整備課長連名通知)において、現場入場を認めないとすべきとはされていない。

三 去る十五日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員逢坂誠一君提出わが国が交戦権を行使できるのか否かに關する質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠一君提出TPP協定の国民への公開状況に關する質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠一君提出自衛隊員が職務遂行上で他国軍兵士を殺害した場合においても殺人罪に問われない根拠に關する質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠一君提出自衛隊の海外での活動の種類と根拠に關する質問に対する答弁書

衆議院議員緒方林太郎君提出放射線教育に關する質問に対する答弁書

外となつてゐる現場作業員の法定福利費算出手続の煩雑さ等の理由により「協会けんぽに加入するように」との誤った指導が一部で行われているよう

る。

次に事項について再質問する。

一 政府は経営事項審査を取り扱う行政機関や、元請企業、下請企業、二次下請企業等に対し健康保険適用除外事業所の取り扱いに對し具体的にどのように正しい知識の周知を行うのか。

二 事業者である一人親方(市町村国民健康保険または社会保険の加入に關する下請指導ガイドライン)に関する再質問主意書

提出者 升田世喜男

平成二十八年十一月二日提出
質問 第一〇七号

国土交通省の「社会保険の加入に關する下請指導ガイドライン」に関する再質問主意書

内閣衆質一九二第一〇七号

平成二十八年十一月十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 大島 理森殿

請指導ガイドラインに関する再質問主意書

国土交通省の「社会保険の加入に關する下請指導ガイドライン」に関する再質問主意書

衆議院議員升田世喜男君提出国土交通省の「社会保険の加入に關する下請指導ガイドライン」に関する再質問に対する答弁書

〔別紙〕

衆議院議員升田世喜男君提出国土交通省の「社会保険の加入に關する下請指導ガイドライン」に関する再質問に対する答弁書

お尋ねの「健康保険適用除外事業所の取り扱い」については、「建設業に係る協会けんぽへの加入と国民健康保険組合への加入について」を平成二十四年七月三十日に作成し、国土交通省のホームページに掲載するとともに、関係する行政機関、団体及び建設企業を対象とした「社会保険等未加入対策に関する説明会」においても周知を行っているところである。加えて、関係する行政機関及び団体に對し、改めて文書により周知を行う予定である。

二及び三について

お尋ねの者については、「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」(平成二十四年七月四日付け国土建百三十六号・国土建整第七十二号国土交通省土地・建設産業局建設業課長及び建設市場整備課長連名通知)において、現場入場を認めないとすべきとはされていない。

三 去る十五日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員逢坂誠一君提出わが国が交戦権を行使できるのか否かに關する質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠一君提出TPP協定の国民への公開状況に關する質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠一君提出自衛隊員が職務遂行上で他国軍兵士を殺害した場合においても殺人罪に問われない根拠に關する質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠一君提出自衛隊の海外での活動の種類と根拠に關する質問に対する答弁書

衆議院議員緒方林太郎君提出放射線教育に關する質問に対する答弁書

衆議院議員緒方林太郎君提出原子弹力発電所のコストに関する質問に対する答弁書
衆議院議員逢坂誠二君提出賭博及び富くじに

関する質問に対する答弁書
衆議院議員逢坂誠二君提出外交交渉の秘密と国

民主権に関する質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出日印原子力協定に付
隨する別文書に関する質問に対する答弁書
衆議院議員逢坂誠二君提出駆けつけ警護の英訳

に関する質問に対する答弁書
衆議院議員大西健介君提出首相夫人の大麻につ
いての発言に関する質問に対する答弁書

衆議院議員仲里利信君提出今国会における所信
表明や代表質問等での政府答弁に関する質問に
対する答弁書

衆議院議員辻元清美君提出今後の経済見通し等
条約における条約の直接適用可能性(裁判規範
性)についての政府の認識及び見解に関する質

問に対する答弁書
衆議院議員福島伸享君提出TPPを含む多国間
条約における条約の直接適用可能性(裁判規範
性)についての政府の認識及び見解に関する質

問に対する答弁書
衆議院議員辻元清美君提出TPPを含む多国間
条約における条約の直接適用可能性(裁判規範
性)についての政府の認識及び見解に関する質

問に対する答弁書
衆議院議員逢坂誠二君提出駆けつけ警護の英訳

に関する質問に対する答弁書
衆議院議員逢坂誠二君提出外交交渉の秘密と国

民主権に関する質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出日印原子力協定に付
隨する別文書に関する質問に対する答弁書
衆議院議員逢坂誠二君提出駆けつけ警護の英訳

に関する質問に対する答弁書
衆議院議員大西健介君提出首相夫人の大麻につ
いての発言に関する質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出今国会における所信
表明や代表質問等での政府答弁に関する質問に
対する答弁書

衆議院議員辻元清美君提出今後の経済見通し等
条約における条約の直接適用可能性(裁判規範
性)についての政府の認識及び見解に関する質

問に対する答弁書
衆議院議員福島伸享君提出TPPを含む多国間
条約における条約の直接適用可能性(裁判規範
性)についての政府の認識及び見解に関する質

問に対する答弁書
衆議院議員逢坂誠二君提出今国会における所信
表明や代表質問等での政府答弁に関する質問に
対する答弁書

衆議院議員辻元清美君提出今後の経済見通し等
条約における条約の直接適用可能性(裁判規範
性)についての政府の認識及び見解に関する質

問に対する答弁書
衆議院議員福島伸享君提出TPPを含む多国間
条約における条約の直接適用可能性(裁判規範
性)についての政府の認識及び見解に関する質

問に対する答弁書
衆議院議員逢坂誠二君提出今国会における所信
表明や代表質問等での政府答弁に関する質問に
対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出今国会における所信
表明や代表質問等での政府答弁に関する質問に
対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出今国会における所信
表明や代表質問等での政府答弁に関する質問に
対する答弁書

一 政府は、この交戦権を具体的にはどのような
内容であると認識しているのか。「交戦権」の定
義を示されたい。

二 「交戦権」の定義は、国際社会でも通用する定
義だと認識しているのか。政府の見解を示され
たい。

三 わが国がこの交戦権を行使できるのはどの様
な場面であるのか。その根拠とともに明らかに
されたい。

右質問する。

内閣衆質一九二第一〇八号

平成二十八年十一月十五日

内閣総理大臣 安倍晋三

衆議院議長 大島理森殿

衆議院議員逢坂誠二君提出わが国が交戦権を行
使できるのか否かに関する質問に対し、別紙答
弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員逢坂誠二君提出わが国が交戦権を行
使できるのか否かに関する質問に対す
る答弁書

一から三までについて

お尋ねの「国際社会でも通用する定義」及び
「わが国が交戦権行使できる」の意味する
ところが必ずしも明らかではないが、憲法第九
条第二項に規定する交戦権の否認については、
英文で八千ページを超えると承知しているが、
これは事実であるのか。見解を示されたい。

一 TPP協定は、本文と付属する書類を含め、
英文で八千ページを超えると承知しているが、
これは事実であるのか。見解を示されたい。

二 英文のTPP協定のうち、政府が日本語に訳
して国民に公開しているのは、全体の三割程度
と承知しているが、これは事実か。政府の見解
を示されたい。

三 政府は、なぜ全文を日本語に翻訳をして公開
しないのか、その理由を明確にされたい。

四 今回政府は日本語に翻訳して国民に公開して
いる範囲が、主に日本に関係するものだとして
も、TPP協定は多国間協定であり、他国がど

いを交える権利という意味ではなく、交戦国が
国際法上有する種々の権利の総称であつて、相
手国兵力の殺傷及び破壊、相手国の領土の占
領、そこにおける占領行政、中立国船舶の臨
検、敵性船舶のだ捕等を行うことを含むもので
あると解している。他方、我が国は、自衛権の
行使に当たつては、我が国を防衛するため必要
最小限度の実力を行使することが当然認められ
ているのであつて、その行使は、交戦権の行使
とは別のものである」と述べたとおりである。

五 本來は、国会審議の前に、TPP協定全ての
日本語訳を国民に公開すべきと考えるが、政府
はそれを行っていない。政府は、日本国民も英
文を読んで、TPP協定の是非を判断せよとい
う認識なのか。政府の見解を示されたい。

六 政府は、日本国民も英文を読んで、TPP協
定の是非を判断せよという認識ではないなら
ば、TPP協定全体を日本語に訳した上で、再
度、国会審議を行るべきである。政府の見解を
示されたい。

平成二十八年十一月四日提出
質問 第一〇九号

TPP協定の国民への公開状況に関する質問
主意書

提出者 逢坂誠二

TPP協定の国民への公開状況に関する質
問主意書

現在、国会で審議中の環太平洋パートナーシッ
プ(TPP)といふ)協定に関して疑義があるの
で、以下質問する。

一 TPP協定は、本文と付属する書類を含め、
英文で八千ページを超えると承知しているが、
これは事実であるのか。見解を示されたい。

二 英文のTPP協定のうち、政府が日本語に訳
して国民に公開しているのは、全体の三割程度
と承知しているが、これは事実か。政府の見解
を示されたい。

三 政府は、なぜ全文を日本語に翻訳をして公開
しないのか、その理由を明確にされたい。

四 今回政府は日本語に翻訳して国民に公開して
いる範囲が、主に日本に関係するものだとして
も、TPP協定は多国間協定であり、他国がど

の様な内容で特例措置などを容認したことなど
を含め、他国の状況を知ることは、TPP協定
審議の上で極めて大事なことである。TPP協定
の全てが日本語に翻訳されるべきと考える
が、政府の見解を示されたい。

の様な内容で特例措置などを容認したことなど
を含め、他国の状況を知ることは、TPP協定
審議の上で極めて大事なことである。TPP協定
の全てが日本語に翻訳されるべきと考える
が、政府の見解を示されたい。

環太平洋パートナーシップ(以下「TPP」と
いう)協定は、附属書を含め英文で約八千四百
ページから成る。このうち、協定本体並びに多
くの技術的・専門的な内容を含む附属書のうち

各国共通のルールの部分及び我が国との関税率表や約束・留保等の部分に当たる英文で約二千四百ページ分については、訳文を作成し、国会に提出するとともに公開している。これは協定全体の約三割に当たり、TPP協定のうち我が国が履行すべき義務を規定する部分については全て和訳している。一方、附属書のうち、英文で約六千ページに及ぶ他の国との関税率表や約束・留保の部分については、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定(平成六年条約第十五号)やこれまで我が国が締結した他の経済連携協定の例において、我が国の貿易・投資の中で重要な部分を占める品目や分野等について概要を記載している。説明書も、公開している。

この他にも、昨年十月の大筋合意後、国会や全国で約三百回実施してきた説明会等で、合意内容について情報を全て提供して丁寧に説明してきた。この過程において、協定内容等に関する各種資料など計四千ページ以上の資料を内閣官房のホームページに掲載する形で公表している。

今後とも、国会の御審議に十分応えられるよう、TPP協定の各規定の内容や趣旨、解釈等について、丁寧に説明していく考えである。

自衛隊員が職務遂行上で他国軍兵士を殺害した場合においても殺人罪に問われない根拠に関する質問主意書

〔別紙〕
衆議院議員逢坂誠一君提出自衛隊員が職務遂行上で他国軍兵士を殺害した場合においても殺人罪に問われない根拠に関する質問に対する答弁書

内閣衆質一九二第一一二号

政府はどのような取り組みをしているのかお示しいただきたい。

右質問する。

――日本の領土や国民が、他国軍から直接の攻撃を継続して受け、建物や人的被害が継続して発生する場合、自衛隊が反撃できる根拠は何か。見解を示されたい。

一から三までについて
お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、
我が国に対する武力攻撃が発生した場合に、自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第七十六条第一項第一号の規定により防衛出動を命ぜられた自衛隊が同法第八十八条の規定に基づき

平成二十八年十一月十五日

敬い、TPP協定と共に国会に提出した説明書において、我が国の貿易・投資の中で重要な部分を占める品目や分野等について概要を記載している。説明書も、公開している。

内で、自衛隊が反撃のために他国軍兵士を殺害しても何らかのかたちで殺人罪に問わされることがない理由とその根拠法令は何か。見解を示さ

我が國を防衛するために行う武力行使について
は、刑法(明治四十年法律第四十五号)第三十五
条の規定の適用がある。

〔別紙〕
衆議院議員逢坂誠二君提出自衛隊の海外での活動の種類と根拠に関する質問に対する答弁書

この他にも、昨年十月の大筋合意後、国会や全国で約三百回実施してきた説明会等で合意内容について情報を全て提供して丁寧に説明してきた。この過程において、協定内容等に関する各種資料など計四千ページ以上の資料を内閣官房のホームページに掲載する形で公表している。

三 右の事案において、日本の領土、領空、領海以外で、自衛隊が反撃のために他国軍兵士を殺害しても何らかのかたちで殺人罪に問われることがない理由とその根拠法令は何か。見解を示されたい。

平成二十八年十一月四日提出
質問 第一一一號

自衛隊の海外での活動の種類と根拠に関する
質問主意書

について
お尋ねについては、自衛隊が「行うことのできる活動」が、防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）第四条第一項に規定する所掌事務の遂行のための活動や自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第七十六条第一項の規定による行為は、この二つの法律によると、

今後とも、国会の御審議に十分応えられるよう、TPP協定の各規定の内容や趣旨、解釈等について、丁寧に説明していく考えである。

右質問する。

自衛隊の海外活動において、何ができるのかと
する質問主意書

による防衛活動をはじめとする行動等 多岐にわたるところ、このような活動であつて日本の領域外で行うことのできる活動の全てを、その

平成二十八年十一月四日提出
質問第一一〇号

平成二十八年十一月十五日
内閣総理大臣 安倍晋三

かつては、このことから略曉んであり、國民の間にも不安か応
がかつては、このような観点から、以下質問す。

根拠とともに網羅的にお示しすることは困難である。

自衛隊員が職務遂行上で他国軍兵士を殺害した場合においても殺人罪に問われない根拠に関する質問主意書

衆議院議員逢坂誠二君提出自衛隊員が職務遂行上で他国軍兵士を殺害した場合においても殺人

一、現行法体系の下で、自衛隊が、日本の領土、領空、領海以外で、行うことのできる活動の全てを、その根拠とともにお示しいただきたい。

お尋ねの「取り組み」については、自衛隊が「行う活動」が多岐にわたることから、網羅的にお示しすることは困難であるが、一般論として

提出者 逢坂 誠一

平成二十八年十一月十七日 衆議院会議録第十一号 議長の報告

などしており、かかる取組を通じて任務を適切に遂行できるよう必要な知識及び技能を隊員に修得させている。

平成二十八年十一月四日提出

質問 第一一二号 放射線教育に関する質問主意書

提出者 緒方林太郎

(号外)

三 同法人の委託事業に関するパンフレットには「今こそ、放射線教育・理科教育の充実が必要です。」とある。政府として「放射線教育」とはどうなものであるべきと考えているか。

四 同パンフレットには、「エネルギー・環境理科教育研修・出前授業の意義」として「放射線教育の推進と理科教育の充実に貢献していく」とあり、その内容として以下のようものを掲げている。

1. 放射線に対する正しい理解を図る

2. 理科教員をはじめ教職員の教育力向上

3. 学校における理科教育の充実を図る

4. 研究会等での放射線教育の活性化

5. 全中理の発展向上の働きかけ

(ア) 今回の講義で「正しい理解」は図られたと、政府として判断しているか。

(イ) 今回の講義で理科教員を始め教職員の教育力は向上したと、政府として判断しているか。

先日、文部科学省の今年度委託事業である「科学的な理解をすすめる放射線教育セミナー」において、一般社団法人「エネルギー・環境理科教育推進研究所」から大阪府堺市の小学校に派遣された講師が「カリウムをまいたやつを君たちは食物を通してとるよね。君たちの体にも放射線がちゃんと入ってる。良かつたねえ。そんなこと言つちやいけないか。」「実は身の周りにたくさん放射線がとんでいる。も、どう？放射線って痛いわけでもないし、当たり前のように生活できるしね、そうだよね。」「レントゲン。受けない人？(手を挙げさせる)で、みんな受けているしよ。バーンー放射線、ドーンー受けてる。」「放射線は、鉄とコンクリートは通さない。なんか(原発事故があつた時は鉄板だらけの服を着て歩いちゃう。じゃなければコンクリートの中に入れる。)といった講義をしたと聞いている。これを踏まえ、次の通り質問する。

一 何故、一般社団法人「エネルギー・環境理科教育推進研究所」に事業を委託しているのか。

二 本年度を含む、過去五年の同法人に対する本委託事業予算の金額如何。

内閣衆質一九二第一一二号 平成二十八年十一月十五日

内閣總理大臣 安倍晋三

衆議院議員緒方林太郎君提出放射線教育に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員緒方林太郎君提出放射線教育に関する質問に対する答弁書

について

福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二百五号)第五十七条、東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律(平成二十四年法律第四百八号)第十八条等(以下「福島復興再生特措法等の規定等」という。)において、国は、放射線に関する国民の理解を深めるための教育等の必要な施策等を講ずるものとされたところである。

四から六までについて

御指摘の研究所のパンフレットについて政府としてお答えする立場はないが、事業は、児童生徒等に対する放射線に関する教育を推進するためには実施しているものである。また、御指摘の「講義」は、児童を対象としたものであり、お尋ねの「教職員の教育力」の向上を目的とするものではなかつたと承知しているが、事業により

研究室から派遣された講師が、当該「講義」において、人体に必要な栄養素であるといわれているカリウムの摂取とカリウムに含まれる放射性カリウムの摂取を混同して説明したり、放射線から身を守る方法として一般的とは言えない例を説明したことのほか、当該「講義」における時間配分が不適切であつたため、放射線の健康への影響や原子力災害が発生した場合の対応等に關し十分な説明が行われなかつたこと等により、当該「講義」を受けた児童が、放射線に関し、科学的に誤った理解をする可能性があつたものと認識している。

このため、文部科学省として、平成二十八年

千八百三十五円、平成二十七年度は四千九百三十七万四千七百二十八円を研究所に支払つたところであり、平成二十八年度は五千三百三十九万八十四円とする契約を研究所と結んだところで

ある。

福島復興再生特措法等の規定等に基づき、放射線に関する国民の理解を深めるため、放射線の人体への影響、放射線からの効果的な防護方法等に関する教育を行うものと考えている。

三について

福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二百五号)第五十七条、東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律(平成二十四年法律第四百八号)第十八条等(以下「福島復興再生特措法等の規定等」という。)において、国は、放射線に関する国民の理解を深めるための教育等の必要な施策等を講ずるものとされたところである。

四から六までについて

御指摘の研究所のパンフレットについて政府としてお答えする立場はないが、事業は、児童生徒等に対する放射線に関する教育を推進するためには実施しているものである。また、御指摘の「講義」は、児童を対象としたものであり、お尋ねの「教職員の教育力」の向上を目的とするものではなかつたと承知しているが、事業により

研究室から派遣された講師が、当該「講義」において、人体に必要な栄養素であるといわれているカリウムの摂取とカリウムに含まれる放射性カリウムの摂取を混同して説明したり、放射線から身を守る方法として一般的とは言えない例を説明したことのほか、当該「講義」における時間配分が不適切であつたため、放射線の健康への影響や原子力災害が発生した場合の対応等に關し十分な説明が行われなかつたこと等により、当該「講義」を受けた児童が、放射線に関し、科学的に誤った理解をする可能性があつたものと認識している。

このため、文部科学省として、平成二十八年

内閣衆質一九二第一一二号 平成二十八年十一月十五日

内閣總理大臣 安倍晋三

衆議院議員緒方林太郎君提出放射線教育に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員緒方林太郎君提出放射線教育に関する質問に対する答弁書

について

福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二百五号)第五十七条、東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律(平成二十四年法律第四百八号)第十八条等(以下「福島復興再生特措法等の規定等」という。)において、国は、放射線に関する国民の理解を深めるための教育等の必要な施策等を講ずるものとされたところである。

四から六までについて

御指摘の研究所のパンフレットについて政府としてお答えする立場はないが、事業は、児童生徒等に対する放射線に関する教育を推進するためには実施しているものである。また、御指摘の「講義」は、児童を対象としたものであり、お尋ねの「教職員の教育力」の向上を目的とするものではなかつたと承知しているが、事業により

研究室から派遣された講師が、当該「講義」において、人体に必要な栄養素であるといわれているカリウムの摂取とカリウムに含まれる放射性カリウムの摂取を混同して説明したり、放射線から身を守る方法として一般的とは言えない例を説明したことのほか、当該「講義」における時間配分が不適切であつたため、放射線の健康への影響や原子力災害が発生した場合の対応等に關し十分な説明が行われなかつたこと等により、当該「講義」を受けた児童が、放射線に関し、科学的に誤った理解をする可能性があつたものと認識している。

このため、文部科学省として、平成二十八年

千八百三十五円、平成二十七年度は四千九百三十七万四千七百二十八円を研究所に支払つたところであり、平成二十八年度は五千三百三十九万八十四円とする契約を研究所と結んだところで

ある。

福島復興再生特措法等の規定等に基づき、放射線に関する国民の理解を深めるため、放射線の人体への影響、放射線からの効果的な防護方法等に関する教育を行うものと考えている。

三について

福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二百五号)第五十七条、東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律(平成二十四年法律第四百八号)第十八条等(以下「福島復興再生特措法等の規定等」という。)において、国は、放射線に関する国民の理解を深めるための教育等の必要な施策等を講ずるものとされたところである。

四から六までについて

御指摘の研究所のパンフレットについて政府としてお答えする立場はないが、事業は、児童生徒等に対する放射線に関する教育を推進するためには実施しているものである。また、御指摘の「講義」は、児童を対象としたものであり、お尋ねの「教職員の教育力」の向上を目的とするものではなかつたと承知しているが、事業により

研究室から派遣された講師が、当該「講義」において、人体に必要な栄養素であるといわれているカリウムの摂取とカリウムに含まれる放射性カリウムの摂取を混同して説明したり、放射線から身を守る方法として一般的とは言えない例を説明したことのほか、当該「講義」における時間配分が不適切であつたため、放射線の健康への影響や原子力災害が発生した場合の対応等に關し十分な説明が行われなかつたこと等により、当該「講義」を受けた児童が、放射線に関し、科学的に誤った理解をする可能性があつたものと認識している。

このため、文部科学省として、平成二十八年

千八百三十五円、平成二十七年度は四千九百三十七万四千七百二十八円を研究所に支払つたところであり、平成二十八年度は五千三百三十九万八十四円とする契約を研究所と結んだところで

ある。

福島復興再生特措法等の規定等に基づき、放射線に関する国民の理解を深めるため、放射線の人体への影響、放射線からの効果的な防護方法等に関する教育を行うものと考えている。

三について

福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二百五号)第五十七条、東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律(平成二十四年法律第四百八号)第十八条等(以下「福島復興再生特措法等の規定等」という。)において、国は、放射線に関する国民の理解を深めるための教育等の必要な施策等を講ずるものとされたところである。

四から六までについて

御指摘の研究所のパンフレットについて政府としてお答えする立場はないが、事業は、児童生徒等に対する放射線に関する教育を推進するためには実施しているものである。また、御指摘の「講義」は、児童を対象としたものであり、お尋ねの「教職員の教育力」の向上を目的とするものではなかつたと承知しているが、事業により

研究室から派遣された講師が、当該「講義」において、人体に必要な栄養素であるといわれているカリウムの摂取とカリウムに含まれる放射性カリウムの摂取を混同して説明したり、放射線から身を守る方法として一般的とは言えない例を説明したことのほか、当該「講義」における時間配分が不適切であつたため、放射線の健康への影響や原子力災害が発生した場合の対応等に關し十分な説明が行われなかつたこと等により、当該「講義」を受けた児童が、放射線に関し、科学的に誤った理解をする可能性があつたものと認識している。

このため、文部科学省として、平成二十八年

当該「講義」においてなされた誤解を生むと思われる発言を具体的に指摘するとともに、今後、事業により実施される授業において、講師の発言が誤解を招かないよう、また、科学的でかつ発達の段階に応じた適切な説明が行われるよう、研究所において改善が図られるよう求めたところである。また、同年十一月四日、同省担当部局が、研究所の代理理事等に対し、対面により、改めて同様の求めを行うとともに、児童生徒等に放射線の健康への影響等に関する科学的な知識を得させ、科学的で適切な理解をさせるための授業内容等の改善に関する対応策をまとめた報告書を早急に同省に提出するよう求めたところであり、お尋ねの事業の委託契約の取消しについては、これらに係る研究所の取組の状況を踏まえて判断すべきものと考えている。なお、御指摘の「講義」を行った講師については、研究所において、今後事業により実施される授業等に従事させないこととしたと承知している。

平成二十八年十一月四日提出
質問 第一一三号

原子力発電所のコストに関する質問主意書

提出者 緒方林太郎

原子力発電所のコストに関する質問主意書
フランスの会計検査院が原子力発電所のコストを計算する手法として考案した「cost courant économique」について次の通り質問する。
一 如何なる手法だと理解しているか。
二 非常に客観的かつ有用な手法だと思うが、どのように評価をしているか。

三 我が国でも採用すべきだと思うが、見解如何。

右質問する。

内閣衆質一九二第一一二三号
平成二十八年十一月十五日

内閣總理大臣 安倍晋三

衆議院議長 大島 理森殿
衆議院議員緒方林太郎君提出原子力発電所のコストに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員緒方林太郎君提出原子力発電所のコストに関する質問に対する答弁書

一及び二について

フランスの会計検査当局において、原子力発電の発電コストに関する事業者の財務諸表等を活用しつつ発電に要した費用の実績値に基づく試算が行われていることは承知しているが、原子力政策を取り巻く状況が異なる他国が採用した試算方法について、政府としてコメントすることは差し控えたい。

三について

我が国政府としての発電コストの試算は、平成二十七年の総合資源工エネルギー調査会基本政策分科会長期エネルギー需給見通し小委員会発

出

題

者

緒方林太郎

原子力発電所のコストに関する質問主意書
フランスの会計検査院が原子力発電所のコストを計算する手法として考案した「cost courant économique」について次の通り質問する。
一 如何なる手法だと理解しているか。
二 非常に客観的かつ有用な手法だと思うが、どのように評価をしているか。

平成二十八年十一月四日提出
質問 第一一四号

賭博及び富くじに関する質問主意書
提出者 緒方林太郎

内閣衆質一九二第一一四号
平成二十八年十一月十五日

内閣總理大臣 安倍晋三

衆議院議長 大島 理森殿
衆議院議員緒方林太郎君提出賭博及び富くじに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員緒方林太郎君提出賭博及び富くじに関する質問に対する答弁書

一及び二について

内閣衆質一九二第一一四号
平成二十八年十一月十五日

内閣總理大臣 安倍晋三

衆議院議長 大島 理森殿
衆議院議員緒方林太郎君提出賭博及び富くじに関する質問に対する答弁書

一及び二について

衆議院議員緒方林太郎君提出賭博及び富くじに関する質問に対する答弁書

一について

衆議院議員緒方林太郎君提出賭博及び富くじに関する質問に対する答弁書

一について

犯罪の成否については、捜査機関が収集した証拠に基づいて個々に判断すべき事柄であることから、政府として、お答えすることは差し控えるが、一般論としては、富くじの授受行為の一部が日本国内において行われた場合、刑法第百八十七条第三項の富くじ授受罪が成立することがあるものと考えられる。

二について

犯罪の成否については、捜査機関が収集した証拠に基づいて個々に判断すべき事柄であることから、政府として、お答えすることは差し控えるが、一般論としては、富くじの授受行為の一部が日本国内において行われた場合、刑法第百八十七条第三項の富くじ授受罪が成立することがあるものと考えられる。

二について

犯罪の成否については、捜査機関が収集した証拠に基づいて個々に判断すべき事柄であることから、政府として、お答えすることは差し控えるが、一般論としては、富くじの授受行為の一部が日本国内において行われた場合、刑法第百八十七条第三項の富くじ授受罪が成立することがあるものと考えられる。

を事前に明瞭に示しておかなければならぬ。この決議案に対する日本政府の考え方を事前に明らかにしても、相手国との信頼関係が失われるわけでもなく、國益を害するとも思われない。事前に日本政府の考え方を明らかにしなかつた理由はどのようなものか。政府の見解を示されたい。

三 条約交渉の途中経過を秘密にすれば、國民はその結果しか知ることができないが、これは國民主権に反するのではないか。これに対する政府の見解をその理由とともに具体的に示されたい。

右質問する。

内閣衆質一九二第一五号

平成二十八年十一月十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員逢坂誠二君提出外交交渉の秘密と國民主権に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員逢坂誠二君提出外交交渉の秘密と國民主権に関する質問に対する答弁書

について

一般に、条約に関するものを含め、外交交渉の経緯を開示することは、相手国との信頼関係を損なうおそれがあること等から困難である。いずれにせよ、外交交渉の経緯を開示することは、憲法上、内閣の事務とされており、政府としては、公開できる情報については、交渉の進展に応じて、しつかりと国民に提供しているが、今後とも、外交交渉に当たっては、できる限り国民への情報提供に努めるとともに、國民の意見等を十分に踏まえて対応してまいりたい。

平成二十八年十一月七日提出
質問 第一六号

日印原子力協定に付随する別文書に関する質問主意書

一般に、条約に関するものを含め、外交交渉の経緯を開示することは、相手国との信頼関係を損なうおそれがあること、類似の交渉上不利をもたらすおそれがあること等から困難であるが、政府としては、公開できる情報については、交渉の進展に応じて、しつかりと國民に提供してきている。

二について

御指摘の決議案については、例えば、当該決

議案が採択される前の平成二十八年十月二十五日

の参議院外交防衛委員会において、岸田外務大臣から、核兵器のない世界の実現のために現実的かつ実践的な措置を積み重ねていくことが不可欠であるとの我が國の基本的立場を踏まえた上で対応を判断していく旨答弁している。

日印原子力協定に付隨する別文書に関する質問主意書

本、インド両政府は、日本からインドへの原子力協定に署名する方針を固めた。十一日に東京で開催する安倍首相とモディ首相による首脳会談に合わせて協定の署名式を行う」と報じた。

さらには、「インドが核実験を実施した際に協

力を停止するとの趣旨の文言を、協定とは別の文

書に盛り込む方向で最終調整している」とも報じ

ている。

この「インドが核実験を実施した際に協力を停止するとの趣旨の文言を、協定とは別の文書」

〔別文書〕といふ)について疑義があるので、以下質問する。

一 二国間の協定とそれに付隨する特定事案に関する意思確認の文書がある場合、その付隨文書と協定本体の位置づけについて、両者は国際法上あるいは国内法上も同等であるのか。政府の見解を示されたい。

右質問する。

内閣衆質一九二第一六号

平成二十八年十一月十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員逢坂誠二君提出日印原子力協定に付隨する別文書に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員逢坂誠二君提出日印原子力協定に付隨する別文書に関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねの「特定事案に関する意思確認の文書」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

印度が核実験を行った場合、印度への協力を停止することを確実に担保しているのか。政府の見解を示されたい。

五 別文書で印度が核実験を行った場合の協力を停止を確認する場合、その歟止めは十分であると考えているのか。政府の見解を示されたい。

六 印度は、核不拡散条約(NPT)に加入せず、一九七四年を皮切りに核実験を行っている国であり、こうした国に原子力発電所を輸出するのは、世界唯一の被爆国である日本が率先して核不拡散条約の枠組みを崩す懸念がある。この別文書も含めて国会に提出し、日印原子力協定とともに審議すべきであり、それが国民に対して政府が行う説明の第一歩であると思われるが、政府の見解を示されたい。

三から五までについて

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とインド共和国政府との間の協定(以下「協定」という)第十四条は、各締約国政府は、「他の締約国政府に対して一年前に書面による通告を行うことによりこの協定を終了させる権利を有する」と規定している。また、同条2は、協定の終了を求める締約国政府は、終了の前においても「協力の全部又は一部を停止する権利を有する」と規定している。したがつて、仮にインドが核実験を行った場合には、我が国としては、以上の規定に基づき協定を終了させる旨の書面による通告をインドに対して行い、その上で、協定の下での協力を停止することになる。協定のこれらの規定から協定の終了及び協力の停止に関する我が国の権利は明らかであるが、インドが核実験を行った場合に我が国がこれらの権利行使することができるという点をより明確にするため、日印間で「見解及び了解に関する公文」を作成し、協定と同時に署名している。以上により、インドが核実験を行った場合に我が国が協定の終了及び協力の停止に関する協定上の権利を有することは、十分に確保されている。

六について

インドに対し、核兵器の不拡散に関する条約(昭和五十一年条約第六号)への早期加入を求めるとの我が国の従来からの立場に変わりはない。協定は、原子力の平和的利用について印度が責任ある行動をとることを確保するものであり、このことはインドを国際的な不拡散体制に実質的に参加させることにつながる。これは

「核兵器のない世界」を目指し、不拡散を推進するとの我が国の立場に合致するものである。なお、協定を国会に提出する際には、参考として「見解及び了解に関する公文」を併せて提出する予定である。

平成二十八年十一月七日提出
質問 第一一七号

駆けつけ警護の英訳に関する質問主意書

提出者 逢坂 誠一

駆けつけ警護の英訳に関する質問主意書

政府は、アフリカ・南スードンの国連平和維持活動に派遣する予定の自衛隊の部隊に「駆けつけ警護」などの任務を付与することを閣議決定する方針を固めたと、テレビ朝日のニュースなどをはじめとする複数の媒体が報じている。

そこで改めて、駆けつけ警護に関して疑義があるので、以下質問する。

一 駆けつけ警護とは、具体的には、どのような内容の任務なのか。国民に分かりやすく理解できることや、政府の見解を示されたい。
二 駆けつけ警護の任務が実施できる根拠法令の条項をお示しいただきたい。

三 自衛隊が行う「駆けつけ警護」という任務の英訳はどうなるのか。政府の見解を示されたい。

四 駆けつけ警護の内容、あるいは定義を国連にどのように説明するのか、その英文をお示しいただきたい。

五 自衛隊法第九十五条の二には、「自衛官は、アメリカ合衆国の軍隊その他の外国の軍隊その他これに類する組織の部隊であつて自衛隊と連

携して我が国防衛に資する活動に現に從事しているものの武器等を職務上警護するに当たり、人又は武器等を防護するため必要であると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で「武器を使用することができる」と規定され、「刑法第三十六又は第三十七条に該当する場合のほか」と反撃の程度に制約を与える構成は、國の意思として南スードンなどに派遣される自衛官が駆けつけ警護で反撃する場合、その限度を個人の判断に委

するものである。なれば、自衛官に、その場で自分で判断で行動しろ、責任は自分で取れと言つてゐるようなもので、任務の遂行上、自衛官の名譽を損なうのではないか。自衛隊法に必要な反撃の限度を明示すべきではないか。政府の見解を示されたい。

右質問する。

内閣衆質一九二第一一七号

平成二十八年十一月十五日
内閣總理大臣 安倍 晋三

衆議院議員逢坂誠二君提出駆けつけ警護の英訳に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕
衆議院議員逢坂誠二君提出駆けつけ警護の英訳に関する質問に対する答弁書

一 及び二について
「駆けつけ警護」とは、一般に、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律(平成四年法律第七十九号。以下「法」という)第三条第五号に規定する国際平和協力業務であつて同号ラに掲げるものを指すものと理解しているが、同号ヲからネまでに掲げる業務は、同号ヲからネまでに掲げる業務又はこれら業務に類するものとして同号ナの政令で定める業務を行う場合であつて、国際連合平和維持活動、国際連携平和安全活動若しくは人道的な国際救援活動に從事する者はこれら活動を支援する者(以下「活動関

係者」という。)の生命又は身体に対する不測の侵害又は危難が生じ、又は生ずるおそれがある場合に、緊急の要請に対応して行う当該活動関係者の生命及び身体の保護を内容とするものである。

また、法第二十六条第二項は、法第九条第五項の規定により派遣先国において国際平和協力業務であつて法第三条第五号ヲに掲げるものに從事する自衛官は、その業務を行うに際し、自己又はその保護しようとする活動関係者の生命又は身体を防護するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で、法第六条第二項第二号ホ(2)及び第四項の規定により実施計画に定める装備である武器を使用することができる旨規定し、法第二十六条第三項は、同条第二項の規定による武器の使用に際しては、刑法明治四十年法律第四十五号)第三十六条又は第三十七条の規定に該当する場合を除いては、人に危害を与えてはならない旨規定している。

お尋ねの一及び二について述べた法の規定についての政府として公式のものとして定めた英訳は、存在しない。

五及び六について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、法第二十六条第二項の規定による武器の使用は、「自己又はその保護しようとする活動関係者の生命又は身体を防護するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合」に、「その事態に応じ合理的に必要と判断され

る限度」で認められるものであり、同条第三項の規定により、当該武器の使用に際しては、刑法第三十六条又は第三十七条の規定に該当する

場合を除いては、人に危害を与えてはならないものとされ、法第二十六条第四項が準用する自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第八十九条第二項の規定により、当該武器の使用については、刑法第三十六条又は第三十七条に該当する場合を除き、部隊指揮官の命令によらなければならぬものとされている。

このような法の規定の内容は、国際平和協力業務に従事する自衛官の武器の使用についての規律として適切なものであると考えている。

質問 第一 一八号
首相夫人の大麻についての発言に関する質問
提出者 大西 健介
内閣衆質一九二第一一八号
平成二十八年十一月十五日

平成二十八年十一月七日提出
質問 第一 一八号
首相夫人の大麻についての発言に関する質問
提出者 大西 健介
内閣衆質一九二第一一八号
平成二十八年十一月十五日

質問 第一 一八号
首相夫人の大麻についての発言に関する質問
提出者 大西 健介
内閣衆質一九二第一一八号
平成二十八年十一月十五日

質問 第一 一八号
首相夫人の大麻についての発言に関する質問
提出者 大西 健介
内閣衆質一九二第一一八号
平成二十八年十一月十五日

一 安倍首相は、昭恵夫人から、大麻に関心を持っている、医療用や祈禱用としての大麻を解禁すべきとの考えをこれまでに聞いたことがありますか。聞いたことがある場合に、安倍首相は、それに対して、考え方を改めようとに注意しなかつたのか。注意しなかつた場合、安倍首相は昭恵夫人の考え方をこれまでに聞いたことがありますか。聞いたことがある場合に、安倍首相は、それに対して、考え方を改めようとに注意しなかつたのか。注意しなかつた場合、安倍首相は、原則自由であるが、参議院選挙に医療用大麻解禁を公約に掲げて立候補した元女優が逮捕されたというタイミングで、首相夫人、「ファーストレディー」という社会にその発言が大きな影響を持つ人物が「大麻に興味がある」と述べることについて首相として、どう考えるか。右質問する。

平成二十八年十一月七日提出
質問 第一 一九号
府答弁に関する質問主意書
提出者 仲里 利信

今国会における所信表明や代表質問等での政府答弁に関する質問主意書
安倍総理大臣は今国会の所信表明や代表質問への答弁としておよそ実態とはかけ離れた内容や説明を繰り返し、自らの失政や破綻を認めようとしている。
そこでお尋ねします。

一 国民の消費意欲が依然として低い水準にあり回復の兆しが見えないのは、国民が我が国の景気の動向や経済・物価情勢の展望に明るい期待感や展望感を抱かず、政府の言うことを全く信用していないことの証左ではないか。

二 安倍総理は「アベノミクスは道半ばだ」と強弁する。しかし、アベノミクスが効果を發揮しているならば、政府自身が消費税増税の二度の先送りをしたり、日銀が物価上昇目標の達成時期を五回も先送りするなどの必要はないのではないか。政府はアベノミクスの失敗を道半ばと取り繕っているだけではないか。

三 日銀は、二年で二%としていた物価上昇目標を五度も変更したが、これは政府・日銀のデフレ脱却への実質上の敗北宣言であり、他ならぬお尋ねについては、安倍晋三衆議院議員の政治理個人又は私人としての見解等に関するものであり、政府としてお答えする立場はない。

なお、大麻取締法(昭和二十三年法律第百二

十四号)において、大麻の栽培等については、同法第五条第一項の免許を受けて行うことがで同法第五条第一項の免許を受けて行うことがであります。

アベノミクスの「第一の矢」の手詰まりと失政ではないか。

四 国民の個人消費や企業の設備投資が伸びないということは、政府が景気は上向いていると言つても国民や企業がそれを信用せず、政府の経済政策の失敗を見透かしているということではないか。

五 政府は「有効求人倍率が全ての都道府県で一

倍を超えており、実質賃金もプラスに転じている」とするが、正社員の有効求人倍率が一倍を超えたのは八都県だけであり、正社員に限れば

○、八七倍でしかない。沖縄県を見ると○、三

五倍でしかない。実質賃金に至つては二〇一〇

年度を百とすれば二〇一二年の九十九、二から

二〇一五年が九十四、六へと低下している。一方、全国の就業者数は確かに増えたが、これと

てその内容を見ると正規従業員は減少し、非正規従業員が増えているだけで、雇用の質が明らかに低下している。これらのことを見ると、

とても政府が言うように雇用が改善したとは言えないのではないか。

六 日銀の国債保有残高は黒田東彦総裁になつて以降、毎年八十兆円ずつ増加しており、このまでは二〇一八年に残高が国内総生産(GDP)の約五百兆円を上回ると見込まれている。そうなると我が国の経済は借金漬けとなり、対外的な信用を大きく損なうのではないか。政府の見解を求める。

七 政府は十月二十一日の経済財政諮問会議でGDP等の統計手法の見直し論議を本格化させたが、統計をいじつて名目GDP六百兆円を達成しようとする思惑が透けて見えるだけであり、アベノミクスが全く成果を挙げていないという

実態は何ら変わらないのではないか。

八 政府は「地方創生を掲げて景気回復を全国に

波及させると強調してきた。しかし、地方では人口流出に歯止めがかからず、人手不足と消費低迷に喘いでおり、いわば足踏み状態に落ち込んで脱却できないのが実態で、東京との格差は広がる一方である。政府は地方の厳しい実態を

全く認識していないのではないか。

九 安倍総理は「憲法改正について正々堂々と公約に掲げてきており、総理自身の言葉で問い合わせることがないとの指摘は当たらない」と発言した。翻つて自民党の改憲の動きを見ると、自民党は改憲を党是として二〇一二年に発表した

「自民党改憲草案」では前文や第一条(天皇)、第

九条(戦争放棄)、第十三条(個人)、第二十条(信教)、第二十一条(表現)、第九十六条(憲法改正の発議)、国民投票及び公布)の改憲と、「公益と公の秩序」及び「国民の義務」の加憲を提案している。しかし、自民党の参議院選のマニ

フェストでは、僅かに最後の項目で「現行憲法の国民主権、基本的人権の尊重、平和主義の三

つの基本原理は堅持しつつ、「国民の合意形成に努め、憲法改正を目指す」と述べているだけ

であり、これまで選挙においては具体的な改憲への提案や内容に一切触れていない。特に七月の参議院選挙では具体的な改憲項目への言及を避ける戦略で終始臨んでおり、いわば改憲が議論になることを避けている。さらに自民党憲法

改進推進本部では改憲草案を国会に提出しない方針を打ち出している。このようなことからすれば、安倍総理の「正々堂々と公約に掲げてき

たとの発言は「全く実態に当たらない」のではないか。

十 安倍総理は「憲法はどうあるべきか、その案を国民に提示するのは私たち国會議員の責任だ。与野党的立場を超えて、憲法審査会での議論を深めていく」と発言した。しかし、現行憲法は去る大戦の教訓を基に二度と再び戦争を起こさない」という世界に誇れる平和憲法である。それをなぜ改正する必要があるのか、そして現在の憲法にどのような問題があるのか、ということをまず説明すべきではないか。

十一 質問十に関連して、安倍総理の手法は、改憲の必要性や理由の説明が全くないままに「さあー改正しよう、建設的な議論を進めようではないか」と言うばかりであり、その手順や方法が全く間違っているのではないか。

十二 安倍総理が領土や領海、領空の警備に当たる海上保安庁や警察、自衛隊を称え、総理に促された自民党の議員達が一齊に起立して拍手を行つた。しかし、このような行為は自らの指揮下にある公務員を褒めたたえることになることや、一部の公務員の仕事を他の公務員より優位にみることがおかしいこと、など多くの問題点があるのではないか。

十三 質問十二に関連して、沖縄県では名護市辺野古新基地建設問題や東村高江のヘリパッド建設問題に関する政府の強権的で過剰な警備やなりふり構わない進め方を率先して担つてきた海上保安庁や警察、自衛隊に対する信頼や称賛の気持ちちは最早地に落ちており、回復の兆しすら感じられない事態である。政府はこのような沖縄県民の思いをどのように理解し、評価しているのか。

内閣衆質一九二第一九号
平成二十八年十一月十五日
内閣総理大臣 安倍晋三
衆議院議長 大島理森殿
衆議院議員仲里利信君提出今国会における所信表明や代表質問等での政府答弁に関する質問に対する別紙
〔別紙〕
衆議院議員仲里利信君提出今国会における所信表明や代表質問等での政府答弁に関する質問に対する答弁書

内閣衆質一九二第一九号
平成二十九年四月に予定されていた消費税率の十パーセントへの引上げについては、世界経済が様々なリスクに直面し、内需が腰折れしかねない状況の中で、あらゆる政策を総動員し、経済再生・デフレ脱却に向けた取組に万全を期すべきであることから、構造改革の加速など、総合的かつ大胆な経済対策を講ずることと併せて、二年半延期することとしたものである。

また、二パーセントの「物価安定の目標」の実現を阻害した要因については、日本銀行は、「量的・質的金融緩和導入以降の経済・物価動向と政策効果についての総括的な検証」(平成二十八年九月二十一日日本銀行政策委員会・金

融政策決定会合決定)の中において、原油価格の下落、消費税率引上げ後の需要の弱さ、新興国経済の減速とその下での国際金融市场の不安定な動きといった外的要因によって、実際の物価上昇率が低下し、これが予想物価上昇率の下押しに作用したためと説明していると承知している。

この検証結果を踏まえて、同行は、金融緩和強化のための新しい枠組みとして、「長短金利操作付き量的・質的金融緩和(平成二十八年九月二十一日日本銀行政策委員会・金融政策決定会合決定)の導入を決定したところであり、これは二パーセントの「物価安定の目標」ができるだけ早期に実現するためのものであると理解している。

安倍内閣の経済財政政策により、デフレではないという状況となり、雇用・所得環境も確実に改善していると考えている。政府としては、平成二十五年一月二十二日に政府及び同行が共同で公表した「内閣府・財務省・日本銀行」(デフレ脱却と持続的な経済成長の実現のための政府・日本銀行の政策連携について(共同声明))において、「共同声明」というように、デフレ脱却を強化し、一体となつて取り組んでまいりたい。

有効求人倍率は上昇傾向、完全失業率は低下傾向にある中で、平成二十八年九月においては、有効求人倍率は一・三八倍と二十五年一か月ぶりの高水準、完全失業率は三・〇パーセン

トと約二十一年ぶりの低水準で推移していることなどから、雇用情勢は、着実に改善が進んでいると認識している。

また、正社員の有効求人倍率は同月においては、〇・八八倍と、平成十六年の調査開始以来、過去最高水準で推移している。さらに、実質賃金は、対前年同月比で八か月連続で上昇し、正規雇用労働者数は、平成二十七年に八年ぶりに対前年比で増加に転じていることなどが、御指摘のように「雇用の質が明らかに低下している」とは考えていない。

六について

日本銀行は、平成二十八年九月二十一日に開催された日本銀行政策委員会・金融政策決定会合における対外公表文の中で、長期国債の買入

れ等により、「あと一年強で、マネタリーベースの対名目GDP比率は百% (約五百兆円)を超える見込みである」と説明していると承知している。これは、共同声明を踏まえて、二パーセントの「物価安定の目標」ができるだけ早期に実現するためには必要な施策として、同行が「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」を導入し、マネタリーベースの拡大方針を継続することとしたことによるものであると理解している。

我が国の財政状況については、国・地方の債務残高がGDPの二倍程度に膨らみ、なおも更なる累増が見込まれるなど、極めて厳しい状況にある。政府としては、引き続き、デフレ脱

却・経済再生を図りつつ、適切な財政運営を行っていくべく、「経済財政運営と改革の基本方針二〇一五」(平成二十七年六月三十日閣議決定)第三章に定めた「経済・財政再生計画」に

沿って、「デフレ脱却・経済再生」、「歳出改革」、「歳入改革」を三本柱として、「経済・財政一体改革」に取り組んでまいりたい。

平成二十八年十月二十一日の経済財政諮問会議では、統計の精度や新分野の統計の充実といった課題が指摘される中、より正確で、使い勝手の良い統計システムを構築することにより、統計への信頼を磐石なものにしていくことが重要との観点から、GDP統計を軸とした経済統計の改善について議論が行われたものであ

り、「統計をいじつて名目GDP六百兆円を達成しようとする」といった御指摘は当たらぬい。

統計の改善について議論が行われたものであり、建設的な議論を進めようではないか」と言ふばかり及び「その手順や方法」の意味するところが必ずしも明らかではないが、安倍内閣総理大臣の発言は、各議院に設けられた憲法審査会において、憲法改正についての議論が国民の前で進んでいくことを期待する趣旨で述べたものである。

十一について
御指摘の「安倍総理の手法」、「さあ一改正しよう、建設的な議論を進めようではないか」と言ふばかり及び「その手順や方法」の意味するところが必ずしも明らかではないが、安倍内閣総理大臣の発言は、各議院に設けられた憲法審査会において、憲法改正についての議論が国民の前で進んでいくことを期待する趣旨で述べたものである。

八について

住民基本台帳人口移動報告(平成二十七年結果)によると、平成二十七年の東京圏(東京都、神奈川県、埼玉県及び千葉県)をいう。以下同じ。)への日本人の転入超過数は十一万九千三百五十七人と、前年に比べ九千九百四十九人増加し、転入超過の傾向が続いている。

また、有効求人倍率(就業地別)が全都道府県において一倍を超えるなど、雇用・所得環境の指標は、全国的に改善傾向が続いている一方、消費については、総じて底堅い動きとなつているが、少子高齢化や人口減少といった構造変化もあり、地方によつては経済環境に厳しいところも見られる。

政府としては、こうした東京圏への人口集中の傾向や地方における現状を踏まえて、引き続

九について

お尋ねは、政党の代表者としての発言に関するものであり、政府としてお答えする立場はない。

十について
御指摘の発言は、各議院に設けられた憲法審査会において、憲法改正についての議論が国民の前で進んでいくことを期待する趣旨で述べたものである。

十一について
御指摘の「安倍総理の手法」、「さあ一改正しよう、建設的な議論を進めようではないか」と言ふばかり及び「その手順や方法」の意味するところが必ずしも明らかではないが、安倍内閣総理大臣の発言は、各議院に設けられた憲法審査会において、憲法改正についての議論が国民の前で進んでいくことを期待する趣旨で述べたものである。

十二について
第百九十二回国会における所信表明演説については、安倍内閣総理大臣は領土、領海、領空を守る任務に当たる海上保安庁、警察及び自衛隊の職員等に対して心からの敬意を表そうと呼び掛けを行つたものであり、御指摘は当たらぬい。

十三について
お尋ねの「こののような沖縄県民の思い」が、具体的に何を指すのか必ずしも明らかではないため、お尋ねについてお答えすることは困難であるが、戦後七十年を経て、なお在日米軍の施設及び区域が沖縄県内に集中している現状は沖縄の大きな負担となつてゐるものであり、この

ような現状は是認できるものではなく、その負担の軽減を図ることは政府の大きな責任であり、政府としては、一つ一つ、確実に改善していく考え方である。御指摘の「名護市辺野古新基地建設及び「東村高江のヘリパッド建設」に係る工事も、このような沖縄の負担の軽減を図ることを目的に進めているところであり、後者に当たつて、自衛隊は、安全かつ円滑に工事を実施するため、ヘリコプターによる資機材の運搬を実施したところである。また、海上保安庁は、海上の安全及び治安を確保するための業務を適切に行つているものと考えており、沖縄県警察においては、抗議活動の状況等を踏まえ、現場における混乱及び交通の危険の防止等のために必要な警備活動を適切に行つているものと承知している。

適用可能性について条約当事国において否定されないといった、客觀、主觀、両要素をクリアしたような特殊な条約、いわゆるセルフエクスキューティングな条約とか自動執行的な条約というのだとありますけれども、このような条約については確かに、特別の立法措置を講ずることなしにそのまま国内法として適用されることがあり得る」としている。

右を踏まえ、質問する。

一 条約の直接適用可能性(裁判規範性)の有無の判断における、客觀的要素と主觀的要素それぞれの一義的な定義は、

①客觀的因素は、その条約の規定が、個人の権利義務を規律するのに十分に具体的な内容である事

②主觀的因素は、直接適用可能性(裁判規範性)について条約当事国において否定されていない事(条約当事国の消極的意思)

との認識でよろしいか、政府の公式見解を示されたい。

二 条約の規定と国内法の規定に齟齬が生じた場合、その国内法は、憲法第九十八条第二項に違反し無効となると考えるが、政府の公式見解を示されたい。

三 条約の規定と国内立法の内容が、憲法の一義的な文言に違反しているにも関わらず、国会があえて当該立法行為を行った場合は、国民は国内裁判所で救済されるべきであり、国会議員は国家賠償責任を負うべきと考えるが、政府の公式見解を示されたい。

右質問する。

内閣衆質一九二第一二〇号
平成二十八年十一月十五日

内閣総理大臣 安倍晋三
衆議院議長 大島 理森殿
衆議院議員福島伸享君提出TPPを含む多国間
条約における条約の直接適用可能性(裁判規範性)
についての政府の認識及び見解に関する質問に
対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員福島伸享君提出TPPを含む多国間
国間条約における条約の直接適用可能性(裁判規範性)
(裁判規範性)についての政府の認識及び見解
解に関する質問に対する答弁書

について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、
政府としては、ある条約の規定が我が国国内に
そのまま適用されるか否かについては、当該条
約の内容、趣旨、文言等を勘案して個別具体的
に判断されるものであると考えている。

二について

お尋ねの「条約の規定と国内法の規定に齟齬
が生じた場合」の意味するところが必ずしも明
らかではないが、一般に、条約と法律との関係
については、条約が法律に優位すると解され
る。

三について

御指摘の「条約の規定と国内立法の内容が、
憲法の一義的な文言に違反しているにも関わらず、
国会があえて当該立法行為を行つた場合
の意味するところが必ずしも明らかではなく、
また、お尋ねについては、国会に関する事項で
あることから、政府としてお答えすることは差
し控えたい。

平成二十八年十一月七日提出
質問第一二一號

今後の経済見通し等に関する再質問主意書

提出者 辻元 清美

今後の経済見通し等に関する再質問主意書

内閣府が公表した「中長期の経済財政に関する試算」(平成二十六年一月二十日)によれば、安倍ミクスの「三本の矢」の効果が着実に発現した場合の「経済再生ケース」は今後十年(二〇一三～二〇二二年度)の平均成長率を実質1%程度、名目3%程度と想定しているが、これは全要素生産性(TFP)上昇率が二〇二〇年代初頭にかけていわゆるバブル期に相当する1・8%程度まで上昇するという前提となっている。

この試算においては、内外経済がより緩やかな成長経路となる場合の「参考ケース」も示されています。今後十年(二〇一三～二〇二二年度)の平均成長率を実質1%程度、名目2%程度と想定している。この場合、全要素生産性(TFP)上昇率が二〇二〇年代初頭にかけて過去の平均程度の一・〇%程度まで上昇するという前提となっている。

厚生労働省は、「中長期の経済財政に関する試算」(平成二十六年一月二十日)等をもとに議論を進め、「年金財政における経済前提と積立金運用のあり方について(検討結果の報告)」(以下「経済前提委員会報告」、平成二十六年三月十二日)を経て、「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し―平成二十六年財政検証結果」(以下「平成二十六年財政検証結果」、平成二十六年六月三日)を公表した。「経済前提委員会報告」では主要な生産性(TFP)上昇率を「経済成長の原動力」と位置付けしており、「平成二十六年財政検証結果」で

は「平成三十六(二〇二四)年度以降の長期の前提・内閣府試算を参考にしつつ、長期的な経済状況を見通す上で重要な全要素生産性(TFP)上昇率を軸とした、幅の広い複数ケース(八ケース)をケースに接続するもの」とあるA～Eケースと、「参考ケースに接続するもの」とあるF～Hケースの八ケースである。

経済再生ケースに接続するもの

①全要素生産性(TFP)上昇率 ②経済成長率

- ・ケースA ①一・八% ②一・四%
- ・ケースB ①一・六% ②一・一%
- ・ケースC ①一・四% ②〇・九%
- ・ケースD ①一・二% ②〇・六%
- ・ケースE ①一・〇% ②〇・四%

参考ケースに接続するもの

①全要素生産性(TFP)上昇率 ②経済成長率

- ・ケースF ①一・〇% ②〇・一%
- ・ケースG ①〇・七% ②▲〇・二%
- ・ケースH ①〇・五% ②▲〇・四%

「今後の経済見通し等に関する質問主意書」(平成二十八年十月十三日提出)への答弁書で、政府

は「全要素生産性上昇率は、算出の方法や用いるデータの改定等により、推計値は異なるものであ

ることから相当の幅をもつて見る必要があり、その数値や傾向等について、一概に申し上げることは困難である」とし、同時に近年の全要素生産性(TFP)上昇率は、平成二十五年度〇・七%程度、平成二十六年度〇・四%程度、平成二十七年度〇・三%程度といった数字を明らかにした。これらの数字は「平成二十六年財政検証結果」における

る平成三十六年度以降の長期の経済前提のケース

E、あるいは「平成二十六年財政検証結果」で財政のバランスが取れるまで機械的に給付水準調整を進めるといずれ所得代替率が五十%を割り込むとされるているケースF、さらには「平成二十六年財

政検証結果」で「機械的に給付水準調整を続けると、国民年金は二〇五五年度に積立金がなくなり完全な賦課方式に移行」とされているケースHをも大幅に下回り、かつ下降傾向が続いていると考えられる。

以下質問する。

一 全要素生産性(TFP)上昇率は、「経済成長の原動力」であり、「長期的な経済状況を見通す上で重要」という政府の認識で間違いないか。

二 「算出の方法や用いるデータ」を現時点での基準に基づき、平成二十五～二十七年度の全要素生産性(TFP)上昇率を見た場合、全要素生産性(TFP)上昇率は現時点で上昇傾向にあるか、下降傾向にあるか、政府の認識を示されたい。

3 「中長期の経済財政に関する試算」(二〇一六年七月二十六日)における「経済再生ケース」では、平成三十二年度(二〇二〇年度)の名目GDPは五百八十二・七兆円とされるなど、「中長期の経済財政に関する試算」の公表の度に平成三十二年度(二〇二〇年度)の名目GDPは下方修正されている。それは、「二一本の矢」の効果が着実に発現していないからと考えてよいのか、理由を明確にされたい。

4 「中長期の経済財政に関する試算」(二〇一六年七月二十六日)における平成三十二年度(二〇二〇年度)の名目GDPは五百八十二・七兆円とされるなど、「中長期の経済財政に関する試算」の公表の度に平成三十二年度(二〇二〇年度)の名目GDPは下方修正されている。それは、「二一本の矢」の効果が着実に発現していないからと考えてよいのか、理由を明確にされたい。

5 「平成二十六年財政検証結果」等について

- 1 平成三十六年度以降の長期の経済前提について、全要素生産性(TFP)上昇率が近年の水準(平成二十五年度〇・七%程度、平成二十六年度〇・四%程度、平成二十七年度〇・三%程度)や、それ以下となつたケースが設定されていないのはいかなる理由か。

1 「中長期の経済財政に関する試算」について、平成三十六年度(二〇二〇年度)の名目GDPは五百八十二・七兆円とされるまで機械的に給付水準調整を進めるといずれ所得代替率が五十%を割り込むとされるまでの試算が示された。

2 平成三十六年度以降、全要素生産性(TFP)上昇率が直近の数値である〇・三%で推移した場合、ゼロ%で推移した場合、マイナス〇・五%で推移した場合の所得代替率の将来見通しの試算をそれぞれ示されたい。

3 前述のとおり、近年の全要素生産性(TFP)上昇率は、平成二十五年度〇・七%程度、平成二十六年度〇・三%程度と、「平成二十六年財政検証結果」における平成三十六年度以降の長期の経済前提のケースE、あるいは「平成二十六年財政のバランスが取れるまで機械的に給付水準調整を進めるといずれ所得代替率が五十%を割り込むとされるまでの試算が示された。

4 「中長期の経済財政に関する試算」(二〇一六年七月二十六日)における平成三十二年度(二〇二〇年度)の名目GDPは五百八十二・七兆円とされるなど、「中長期の経済財政に関する試算」の公表の度に平成三十二年度(二〇二〇年度)の名目GDPは下方修正されている。それは、「二一本の矢」の効果が着実に発現していないからと考えてよいのか、理由を明確にされたい。

5 「平成二十六年財政検証結果」等について

- 1 平成三十六年度以降の長期の経済前提について、全要素生産性(TFP)上昇率が近年の水準(平成二十五年度〇・七%程度、平成二十六年度〇・四%程度、平成二十七年度〇・三%程度)や、それ以下となつたケースが設定されていないのはいかなる理由か。

<p>況が不透明な中、例えば「三年」と」に行うことで年金財政への信頼性がより高まると考えられるが、見解を示されたい。</p> <p>5 財政検証について、法律で「財政均衡期間」は「財政の現況及び見通しが作成される年以降おおむね百年間とする」とされているが、すなわち、実際に財政均衡期間の終了時期が来ることは永遠にないという理解でよい。</p> <p>6 厚生労働省年金局が平成二十八年十月十七日に示した「民進党の要求事項(仮に今回の額改定ルールの見直しが平成十七年度から実施されていた場合の試算)について」に関して、平成二十六年財政検証(ケースE)を基に機械的に計算を行つた」とあるが、ケースF・G・Hのそれぞれで機械的に計算を行つた結果(合計三パターン)も示されたい。</p>	<p>右質問する。</p> <p>二及び三について</p> <p>先の答弁書(平成二十八年十月二十一日内閣衆質一九二第六二号。以下「前回答弁書」という。)にについてでお答えしたとおり、「(一)六(平成二十八年四~六月期四半期別GDP速報(二次速報値))(平成二十八年九月八日内閣府公表)等により推計した平成二十五年度、平成二十六年度及び平成二十七年度の全要素生産性上昇率の数値はそれぞれ〇・七パーセント程度、〇・四パーセント程度及び〇・三パーセント程度であるが、全要素生産性上昇率は、算出の方法や用いるデータの改定等により、推計値は異なるものであることから相当の幅をもつて見る必要があり、その傾向等について、一概に申し上げることは困難である。</p> <p>また、全要素生産性上昇率については、一般には、資本や労働といった生産要素の投入量だけでは計測することのできない全ての要因による生産増加率への寄与分のことを指すと認識しており、特定の政策に係る全要素生産性上昇率への寄与度等を抜き出してお示しすることは困難であるが、「三本の矢」の政策によつて、「デフレではない」という状況を作り出す中で、雇用・所得環境も確実に改善していると考えている。</p> <p>また、御指摘の「公表の度に・・・下方修正されている」の意味するところが必ずしも明らかではないが、例えば平成三十一年度の名目GDPの試算値について、「中長期の経済財政に</p>
<p>民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通しの経済前提(以下「二十六年経済前提」といいう。)における全要素生産性上昇率の位置付けについてのお尋ねと思われるが、全要素生産性上昇率は、二十六年経済前提において、将来の経済状況の仮定として重要なものと考えている。</p> <p>二及び三について</p> <p>先の答弁書(平成二十八年十月二十一日内閣閣議決定)等に掲げたマクロ経済や財政健全化に関する目標の進捗状況を点検し、中長期の経済財政の姿を展望することを目的としている。</p> <p>こうした目的を踏まえ、七月試算では、日本経済再生に向けた経済財政政策の効果が着実に発現し、政府が目標とする中長期的に経済成長率が実質二パーセント以上、名目三パーセント以上となる経済再生ケースの試算をお示しするとともに、経済再生ケースと比較考量するため、経済が足下の潜在成長率並みで将来にわたって推移するベースラインケースの試算をお示ししている。</p> <p>したがつて、これらのケースとは異なる前提で名目GDP等の数値を試算する予定はない。</p> <p>二及び三について</p> <p>二及び三についてでお答えしたとおり、「三本の矢」の政策によつて、「デフレではない」という状況を作り出す中で、雇用・所得環境も確実に改善していると考えている。</p> <p>また、御指摘の「公表の度に・・・下方修正されている」の意味するところが必ずしも明らかではないが、例えば平成三十一年度の名目GDPの試算値について、「中長期の経済財政に</p>	<p>関する試算」(平成二十八年一月二十一日経済財政諮問会議提出)の経済再生ケースでは五百九十二・〇兆円程度、七月試算の経済再生ケースでは五百八十二・七兆円程度と試算している。これらの試算の結果の違いは、世界経済の動向等の試算時における経済状況等に係る前提が異なることによるものである。</p> <p>五の1について</p> <p>二十六年経済前提については、社会保障審議会年金部会及び同部会の下に置かれた「年金財政における経済前提と積立金運用のあり方に関する専門委員会」における議論を踏まえ、「中長期の経済財政に関する試算」(平成二十六年一月二十日経済財政諮問会議提出)を参考にしつつ、幅の広い複数のケースを前提として設定しており、二十六年経済前提の中で、全要素生産性上昇率についても、幅の広い複数の仮定を設定している。なお、二十六年経済前提においては、全要素生産性上昇率を、当時の直近の結果である平成二十五年七月期から九月期までの実績を一年当たりの上昇率に換算した値である〇・五パーセントと仮定しているケースもある。</p> <p>五の2について</p> <p>お尋ねの試算は行つていないため、お答えすることは困難である。</p> <p>五の3について</p> <p>お尋ねについては、前回答弁書八及び九についてでお答えしたとおりである。</p>
<p>〔別紙〕</p> <p>衆議院議員辻元清美君提出今後の経済見通し等に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。</p> <p>一について</p> <p>御質問は平成二十六年六月三日に公表した国</p>	<p>政諮問会議提出の経済再生ケースでは五百九十二・〇兆円程度、七月試算の経済再生ケースでは五百八十二・七兆円程度と試算している。</p> <p>これらの試算の結果の違いは、世界経済の動向等の試算時における経済状況等に係る前提が異なることによるものである。</p> <p>五の1及び2について</p> <p>二十六年経済前提については、社会保障審議会年金部会及び同部会の下に置かれた「年金財政における経済前提と積立金運用のあり方に関する専門委員会」における議論を踏まえ、「中長期の経済財政に関する試算」(平成二十六年一月二十日経済財政諮問会議提出)を参考にしつつ、幅の広い複数のケースを前提として設定しており、二十六年経済前提の中で、全要素生産性上昇率についても、幅の広い複数の仮定を設定している。なお、二十六年経済前提においては、全要素生産性上昇率を、当時の直近の結果である平成二十五年七月期から九月期までの実績を一年当たりの上昇率に換算した値である〇・五パーセントと仮定しているケースもある。</p> <p>五の2について</p> <p>お尋ねの試算は行つていないため、お答えすることは困難である。</p> <p>五の3について</p> <p>お尋ねについては、前回答弁書八及び九についてでお答えしたとおりである。</p>

公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律案及び同報告書

「政令で定めるところにより、登録月の一日現在に、「当該登録月の二日」を「同日（同日が地

方自治法第四条の二第一項の規定に基づき条例で定められた地方公共団体の休日（以下この項及び第二百七十条第一項において「地方公共団体の休日」という。）に当たる場合（当該市町村の区域の全部又は一部を含む区域において選挙が行われる場合において、登録月の一日が当該選挙の期日の公示又は告示の日から当該選挙の期日の前日までの間にあるときを除く。）には、登

り、国民年金法第四条の三第二項及び厚生年金法等の一部を改正する法律（昭和三十四年法律第十九年法律第百十五号）第二条の四第一項の規定により、国民年金事業及び厚生年金保険事業の財政の現況及び見通し（以下「財政検証」といいう。）は少なくとも五年ごとに作成しなければならないとされている理由については、国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第一百四号。以下「平成十六年改正法」という。）による改正前の国民年金法第八十七条第三項及び厚生年金保険法第八十一条第四項の規定により財政再計算を少なくとも五年ごとに行うとされておりたこと、財政検証に用いる将来の人口の見通しは五年ごとに行われる国勢調査を基に作成されていること等によるものと承知している。

また、お尋ねの「法律に抵触する」の意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「五年ごとより短い頻度で財政検証を作成することとは、国民年金法又は厚生年金保険法の規定に違反するものとはならないと考えている。なお、お尋ねの「例えば『三年』など」に行なうことでは、年金財政への信頼性がより高まる」とお尋ねの「例えは『三年』など」が必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難である。

五の5について
御指摘の「実際に財政均衡期間の終了時期が来る」の意味するところが必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難である。
お、前回答弁書七についてでお答えしたとお

間は、財政検証が作成される年以降おおむね百

年間とされている。

五の6について

御指摘の「民進党の要求事項（仮に今回の額改定ルールの見直しが平成十七年度から実施されていた場合の試算について」では、平成十七年

度から平成二十六年度までの各年度における年額の改定について平成十六年改正法附則第七条の規定の適用がないものとする等の一定の前提の下で、仮に平成十七年度から平成二十八年

度までの各年度において、現在、国会に提出

された公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

（公職選挙法の一部改正）

内閣総理大臣 安倍 晋三

平成二十八年十月七日

右

国会に提出する。

官 報 (号 外)

規定にかかわらず、登録月の一日現在(当該市町村の選挙人名簿に登録される資格のうち選挙人の年齢については、当該選挙の期日現在)により、行わなければならぬ。

該登録が行われた日の翌日
第二十四条第二項中「抹消し」を「抹消し」に改め、同条第四項中「つひて」を「ついて」に改める。

第三十条の七を次のように改める。
同条第一項中「縦覧及び確定に関する期日及び期間」を「の期日及び異議の申出期間」に改める。

各号に掲げる期間又は期日に異議の申出を行なうことができる一の市町村の選挙管理委員会が行なう在外選挙人名簿の登録に改める。

第三十条の十二に後段として次のように加える。

4 第一項の規定による登録は、選挙時登録の基準日と登録月の一日とが同一の日となる場

合には、行わない。
第二十三条を次のように改める。

第二十四条第一項中「総覧期間内」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間又は期日」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第二十二条第一項の規定による選挙人名簿の登録(当該市町村の区域の全部又は一部を除く成る)に付随する場合

部を含む凶域において選挙が行われる場合において、登録月の一日が当該選挙の期日の公示又は告示の日から当該選挙の期日の前々日までの間にあるとき（同項ただし書の規定により登録の日を当該選挙の期日後に変更する場合を除く。）を除く。）当該登録が行われた日の翌日から五日間

二 第二十二条第一項の規定による選挙人名簿の登録(当該市町村の区域の全部又は一部を含む区域において選挙が行われる場合において、登録月の一日が当該選挙の期日の公示又は告示の日から当該選挙の期日の前々日までの間にあるとき(同項ただし書の規定により登録の日を当該選挙の期日後に変更する場合を除く。)に限る。)及び同条第三項の規定による選挙人名簿の登録 当

第二十六条中「第二十二条」を「第二十二条第一項又は第三項」に改める。

同条第三項とし、同条第一項中「第二十四条第二項」に、「在外選挙人名簿の登録に関する」を前項の「に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

六まで及び第三十条の八からを加える。
第四十四条の見出しを「投票所における投票」に改め、同条第三項中「同一都道府県の区域内の他の市町村の区域内に住所を移した選挙人が、従前の」を「第九条第三項の規定により都

この項前段に規定する期間(第二十四条第一項各号で定める期間又は期日)を限る。)をお

（四）各候に定むる其間つゝ其日に附するもの
に於て、特定の者が選挙人名簿に登録された
者であるかどうかの確認を行うために、選挙
人から当該申出があつた場合には、当該確認
に必要な限度において、当該申出をした選挙
人に選挙人名簿の抄本を開覧させなければな
らぬ。

第二十八條の二第一項第一号中「あつては」を「には」に改め、同項第四号中「掲げる場合の下に」の区分を加える。

第二十八条の三第一項中「同項」を「同項前段」と改め、「掲げる場合」の下に「の区分」を加え、同条第二項第一号及び第三号中「にあつては」を「には」に改め、同項第五号中「掲げる場合」の下に「の区分」を加える。

第六号 第四十八條の二第一項 投票所

指定在外選挙投票区の投票所

第五十七条第一項中「五日」を「一日」に改め、
同条第二項中「においては」を「には」に改める。

二百六十九条の見出しを「指定都市の区及び総合区に対するこの法律の適用」に改め、同条中「関して」を「関する」と、「を適用する」を「の適用」に、「政令の」を「政令で」に、「当該市に」を「指定都市に」に、「第二十二条」を「第二十二条第一項及び第三項」に、「同条」を「同条第一項」に、「あるのは」を「あるのは」に、「その日において当該区又は総合区の区長又は総合区長」を「同日において当該区(総合区)を含む。以下この項及び第三項において同じ。」の区長(総合区長を含む。以下この項及び第三項において同じ。)に、「当該市の」を「当該指定都市の」に、「に当該区又は総合区の区長又は総合区長」を「に当該区の区長」に改め、「者」の下に「と、同条第三項中「有する者」とあるのは「有し、かつ、当該選挙時登録の基準日において当該区の区長が作成する住民基本台帳に記録されている者(前条第二項に規定する者にあつては、当該指定都市の区域内から住所を移す直前に当該区の区長が作成する住民基本台帳に記録されていなかった者)」を加える。

第二百七十条第一項中「によつて」を「により」に、「する届出」を「行う届出」に、「間違しがれは」を「間に行わなければ」に改め、同項ただし書中「しなければ」を「行わなければ」に改め、同項第一号中「同条第九項において」を「同条第九項の規定により」に改め、「同じ。」の下に「の規定による選挙人名簿の抄本の閲覧の申出(第二十四条第一項各号に定める期間又は期日のうち地方公共団体の休日に行われる特定の者が選挙人名簿に登録されることによるもの)」を加え、同項第一号の下に「行い、及び同条第四

号中「又は」を「の規定による在外選挙人名簿の登録を行なうためのもの」を加え、同項第三項に「被選挙者であるかどうかの確認を行うためのもの」を加え、同条第五項中「以下」を「二百六十五条の四第一項第一号及び第二百七十二条第一項第三号において」に改める。

附則第六項中「申請」を「申請」に改め、「第三十条の七第一項中「領事官をいう。以下この項において同じ」とあるのは「領事官をいふ」と、「最終住所及び生年月日(当該在外選挙人名簿に登録した者がいずれの市町村の住民基本台帳にも記録されたことがない者である場合には、その者の氏名、経由領事官の名称及び生年月日)」とあるのは「及び生年月日」とを削る。

第二条 公職選挙法の一部を次のように改正する。

2 在外選挙人名簿への登録の移転は、在外選挙人名簿に登録されていない年齢満十八年以上上の日本国民で最終住所の所在地の市町村の選挙人名簿に登録されている者のうち、次条第四項の規定による申請がされ、かつ、国外に住所を有するものについて行う。

3 第三十条の六第二項の規定による第三十一条の二第三項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転をすることとするとき。

第三十条の二第三項中「基づき」を「基づき」に改め、「登録」を「行い、及び同条第四

号中「又は」を「の規定による在外選挙人名簿の登録を行なうこと」をいう。以下同じ。」を加え、同条第五項中「以下」を「二百五十五条の四第一項第一号及び第二百七十二条第一項第三号において」に改める。

4 年齢満十八年以上の日本国民で国外に転出をする旨の住民基本台帳法第二十四条の規定による届出(以下この項において「国外転出届」という。)がされた者のうち、当該国外転出届がされた市町村の選挙人名簿に登録されているもの(当該市町村の選挙人名簿に登録されていない者で、当該国外転出届に転出の予定月日として記載された日までに、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有することとなるものを含む。)は、政令で定めるところにより、同日までに、文書で、当該市町村の選挙管理委員会に在外選挙人名簿への登録の移転の申請をすることができる。

5 市町村の選挙管理委員会は、前項の規定による申請があつた場合には、政令で定めるところにより、外務大臣に対し、当該申請をした者(当該市町村の選挙人名簿から抹消された者を除く。次項において同じ。)の国外における住所に関する意見を求めなければならない。

6 外務大臣は、前項の規定により第四項の規定による申請をした者の国外における住所に関する意見を求められたときは、政令で定めるところにより、市町村の選挙管理委員会に対し、当該申請をした者の国外における住所に関する意見を述べなければならない。

第二十八条中「次の場合」を「次の各号のいずれかに、第三号の場合に該当する」を「第四号に該当するに至つた」に改め、同条第二号中「及び」を「又は」に改め、同条第三号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 第三十条の六第二項の規定による第三十一条の二第三項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転をすることとするとき。

第三十条の二第三項中「基づき」を「基づき」に改め、「登録」を「行い、及び同条第四

号の二第三項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転をすることとするとき。

第三十条の二第三項中「各号に掲げる場合」の下に「の区分」を加え、「その申請をした者の」を「その申請をした者に係る前条第一項に定めるに

名簿に登録される資格」を「における在外選挙人
名簿の被登録資格」に改め、同条第三項を同条
第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」
に、「登録」を「在外選挙人名簿の登録又は在外
選挙人名簿への登録の移転」に改め、同項を同
条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加
える。

であるかないかを決定しなければならない。

その異議の申出を正当であると決定したときは、その異議の申出に係る者を直ちに在外選

登録される資格」を「在外選挙人名簿の被登録資格」に、
格及び在外選挙人名簿の被登録移転資格」に、
「及び」を「並びに」に改める。

旨及びその時における審査予定裁判官の氏名その他政令で定める事項を都道府県の選挙管理委員会に通知しなければならない。この場合において、審査予定裁判官が二人以上あるときは、中央選舉管理会がくじで定めた順序

「に関する」に改め、同条中「在外選挙人名簿の登録」の下に「及び在外選挙人名簿への登録の移

〔最高裁判所裁判官国民審査法の一郎改正〕
「転」を加える。

(最高裁判所裁判官国民審査法(昭和二十二年三月三十日法律第百四十一号))

二年法律第二百三十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「裁判官」の下に「(以下「裁判官」とい

う。」を、「審査」の下に「(以下「審査」と云ふ。)」を加える。

第四条の次に次の二条を加える

第四条の二(審査予定裁判官の通知等) 中央選

衆議院議員の任期満了の日前六
十日に当たる日又は衆議院の解散の日のいづ

れか早い日以後直ちに、同日以後初めて行わ

れる衆議院議員総選挙の期日に審査に付されることが見込まれる裁判官(以下「この条における」とお

いて「審査予定裁判官」という。)の氏名その他

政令で定める事項(審査予定裁判官がない場合等は、その審査予定裁判官の職務を担当する裁判官)

合には、その旨を都道府県の選挙管理委員会に通知しなければならない。この場合にお

いて、審査予定裁判官が二人以上あるとき

は、中央選挙管理会がくじで定めた順序により、通知しなければならぬ。

前項又はこの項の規定による通知をした後

次条第一項の規定による告示(以下「審査の告示」という。)までの間ニ裁判官が任命されたり

示」といふことの間に表半官が任命された場合には、中央選挙管理会は、直ちに、その

一部を改正する法律案及び同報告書

平成二十八年十一月十七日 衆議院会議録第十一

公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法

一部を改正する法律案及び同報告書

二九

官報(号外)

次条第二項	前条第一項	前条第五項において準用する同条第一項
次条第三項	前条第一項	前条第五項において準用する同条第一項
	同条第一項	同条第五項において準用する同条第一項
次条第四項	前条第一項	前条第五項において準用する同条第一項
次条第五項	前条第一項	前条第五項において準用する同条第一項
	同条第一項	同条第五項において準用する同条第一項
	前条第二項	前条第五項において準用する同条第一項
	同条第二項	前条第五項において準用する同条第一項
次条第五項	前条第二項	前条第五項において準用する同条第一項
	同条第二項	前条第五項において準用する同条第一項
	同条第二項	前条第五項において準用する同条第一項
次条第五項	前条第二項	前条第五項において準用する同条第一項
	同条第一項	前条第五項において準用する同条第一項
第十四条第一項	第四条の一第一項	第四条の二第五項において準用する同条第一項
第十四条第二項	第四条の一第二項	第四条の二第五項において準用する同条第一項
第十六条の二第一項	第四条の一第一項	第四条の二第五項において準用する同条第一項
	同条第一項	同条第五項において準用する同条第一項
	同条第二項	同条第五項において準用する同条第一項

第五条中「審査の期日前十二日まで」を「衆議院議員総選挙の期日の公示の日」に改め、同条に次の四項を加える。	審査に付される裁判官が二人以上ある場合は、審査の告示における審査に付される裁判官の氏名の順序(以下この条及び次条第一項において「裁判官の氏名の告示順序」といいう。)は、前条第一項の規定による通知の順序によるものとする。
	前条第一項の規定による通知によりその氏名を通知された裁判官(以下この項及び第十四条第一項において「新通知裁判官」という。)のいずれかが、前条第一項の規定による通知をした後審査の告示までの間にその官を失い、若しくは死亡したこと又は審査の告示の日から審査の期日の前日までの間に年齢七十年に達することその他政令で定める事由により審査に付される裁判官とならなかつた場合において、なお審査に付される裁判官が二人以上あるときは、裁判官の氏名の告示順序
	四条第一項において「通知裁判官」という。)のいずれかが、前条第一項の規定による通知をした後審査の告示までの間にその官を失い、若しくは死亡したこと又は審査の告示の日から審査の期日の前日までの間に年齢七十年に達することその他政令で定める事由により審査に付される裁判官とならなかつた場合において、なお審査に付される裁判官が二人以上あるときは、裁判官の氏名の告示順序
	は、前三項の規定にかかわらず、同条第二項の規定による通知の順序から、審査に付される裁判官とならなかつた新通知裁判官を除いた順序によるものとする。
	第五条の次に次の二条を加える。

第五条の二審査に付される裁判官に関する通知) 中央選挙管理会は、審査の告示をしたときは、直ちに、審査に付される裁判官の氏名その他政令で定める事項を都道府県の選舉管理委員会に通知しなければならない。この場合において、審査に付される裁判官が二人以上あるときは、前条第二項から第五項までの規定により定められた裁判官の氏名の告示順序により、通知しなければならない。
中央選挙管理会は、審査に付される裁判官がないため審査を行わないこととなつたときは、衆議院議員総選挙の期日の公示の日に、その旨を都道府県の選舉管理委員会に通知しなければならない。
都道府県の選舉管理委員会は、中央選挙管理会から前二項の規定による通知を受けた場合には、直ちに、その旨を審査分会長、市町村の選舉管理委員会(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第九条の二)及び数町村の区域一項の指定都市(以下「指定都市」という。)においては、市の選舉管理委員会を経て区又は総合区の選舉管理委員会(以下「総合区」という。)及び数町村の区域を区域とする開票区の開票管理者に通知しなければならない。
市町村の選舉管理委員会(指定都市においては、区又は総合区の選舉管理委員会)は、都道府県の選舉管理委員会から前項の規定による通知を受けた場合には、直ちに、その旨を投票管理者及び開票管理者(数町村の区域を区域とする開票区の開票管理者を除く。)に通知しなければならない。
第五条の三(裁判官が退官等した場合における審査の取扱い等) 審査に付される裁判官のいずれかが、審査の期日前にその官を失い、

又は死亡した場合には、その者についての審査は、行わない。

前項の場合においては、中央選舉管理会は、直ちに、その旨を官報で告示するとともに、その旨を都道府県の選舉管理委員会に通知しなければならない。この場合においては、前条第三項及び第四項の規定を準用する。

審査に付される裁判官のいざれかについてその氏名に変更が生じた場合には、中央選舉管理会は、直ちに、その旨を官報で告示するとともに、その旨を都道府県の選舉管理委員会に通知しなければならない。この場合においては、前条第三項及び第四項の規定を準用する。

審査に付される裁判官のいざれかについて前条第一項に規定する政令で定める事項に変更が生じた場合には、中央選舉管理会は、直ちに、その旨を都道府県の選舉管理委員会に通知しなければならない。この場合においては、前条第三項及び第四項の規定を準用する。

審査に付される裁判官のいざれかについて前条第一項に規定する政令で定める事項に変更が生じた場合には、中央選舉管理会は、直ちに、その旨を都道府県の選舉管理委員会に通知しなければならない。この場合においては、前条第三項及び第四項の規定を準用する。

審査に付される裁判官としてその氏名が二以上あるときは、その直近のもの)の順序により印刷するとともに、審査に付される裁判官としてその氏名として新通知裁判官の氏名を同項の規定による通知(当該通知が二以上あるときは、その直近のもの)の順序により印刷するとともに、審査に付される裁判官としてその氏名を記載する欄を設けなければならないものとし、都道府県の選舉管理委員会は、別記様式に準じて投票用紙を調製しなければならない。

第十四条の次に次の二条を加える。

第十四条の二(裁判官が退官等した場合における投票用紙の取扱い等) 前条第一項の規定により調製された投票用紙は、第五条第三項又は第五条の三第一項に規定する場合においては、そのまま用いるものとする。

前条第二項の規定により調製された投票用紙は、第五条第五項又は第五条の三第一項に規定する場合においても、そのまま用いるものとする。

第十六条の二(期日前投票の時及び場所) 審査の期日前投票は、衆議院小選挙区選出議員の選挙の期日前投票所において、その期日前投票と同時に実行。ただし、審査の告示の日が第四条の二第一項の規定による通知(同条第二項に規定する場合は、同項の規定による通知とし、当該通知が二以上あるときは、その直近のものとする)をした日から四日以内である場合には、審査の期日前七日から審査の期日の前日までの間に行う。

前項ただし書の場合においては、中央選舉管理会は、審査の告示の日、審査の期日前投票を行う期間を官報で告示するとともに、当該期間を都道府県の選舉管理委員会に通知しなければならない。この場合においては、第五条の二第三項及び第四項の規定を準用する。

紙に審査に付される裁判官としてその氏名が印刷された者のいざれかについてその氏名に変更が生じた場合について準用する。この場合において、第一項中「第五条第三項又は第五条の三第一項に規定する」とあり、及び第二項中「第五条第五項又は第五条の三第一項に規定する」とあるのは「同項の規定により投開票用紙に審査に付される裁判官としてその氏名が印刷された者」、「においては」を「には」、「裁判官の何人について」を「これらの者のいざれに對して」に、「もまた」を「も」に改める。

第二十六条中「これに基づいて発する」を「この法律に基づく」に改め、同条ただし書を削除する。

第三十二条ただし書中「但し」を「ただし」に、「第二項」を「第三項」に、「行なわれた」を「行われた」に、「審査の日」を「審査の期日」に改める。

第三十五条第一項中「第三十六条」を「次条」に、「訴を」を「訴えを」に、「訴の」を「訴えの」に、「においては」を「には」に改め、同条第二項中「最高裁判所の」を削る。

第五十四条を次のように改める。

第五十四条(特別区等に対する適用) この法律中市に関する規定は、特別区に適用する。

この法律中市に関する規定(第五条の二第一項において準用する場合を含む)、第十一条、第十三条及び第四項(これららの規定を第五条の三第二項から第四項まで及び第六条の二第一項において準用する場合を含む)、第十一条、第十三条及び第四項(これららの規定を第五条の三第二項から第四項まで並びに別記様式備考第二号の規定を除く)は、指定都市においては区及び総合区に適用する。

別記を次のように改める。

別記様式(第十四条関係)

最高裁判所裁判官国民審査投票

都	(道)
市	府
村	選区
委員会	印管

- 注意
 一 やめさせた方がよいと思う裁判官については、その氏名の上の欄に×を書くこと。
 二 やめさせなくてよいと思う裁判官については、何も書かないこと。

×を書く欄

甲 野の乙 郎の 氏名

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条の規定(最高裁判所裁判官国民審査法第三十二条ただし書の改正規定を除く)並びに次条第十項及び附則第三条の規定(公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

第二 第二条の規定並びに附則第六条中国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和二十五年法律第百七十九号)第十三条の三の改正規定、附則第八条中住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第十七条の二の改正規定並びに附則第九条 第十条及び第十三条の規定(公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日(適用区分)

第二条 第一条の規定による改正後の公職選挙法(以下この条において「新公職選挙法」という。)

備考

一 用紙は、折りたたんだ場合においてなるべく外部から×の記号を透視することができない紙質のものを使用しなければならない。

二 投票用紙に押すべき都道府県の選挙管理委員会の印は、都道府県の選挙管理委員会の定めるところにより、市町村の選挙管理委員会の印を刷込み式にしても差し支えない。

三 不正行為を防止することができる方法で投票用紙を印刷すると認められる場合に限り、都道府県の選挙管理委員会は、その定めるところにより、投票用紙に押すべき都道府県又は指定都市の選挙管理委員会の印を刷込み式にしても差し支えない。

四 第十四条の規定により投票用紙に審査に付される裁判官としてその氏名を印刷する者の中に同一氏名の者が二人以上ある場合には、中央選挙管理会の定めるところにより、裁判官の氏名の欄の下に当該同一氏名の者を区別するに足りる事項を記載する欄を設けなければならない。

第九条第三項から第五項まで、第四十四条第三項、第四十八条の二第一項、第四十九条の二第四項及び第五十七条第一項の規定並びに附則第八条の規定による改正後の住民基本台帳法別表第一及び別表第四の規定は、この法律の施行の日(以下この条において「施行日」という。)以後その期日を公示され又は告示される選挙又は審査について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙又は審査については、なお従前の例による。

2 新公職選挙法第二十二条及び二百六十九条の規定は、基準日(選挙人名簿に登録される資格(選挙人の年齢を除く。)の決定の基準となる日をいう。以下この条において同じ。)が施行日以後である選挙人名簿の登録について適用し、基準日が施行日前である選挙人名簿の登録については、なお従前の例による。

3 基準日が施行日前である選挙人名簿の登録に係る縦覧については、なお従前の例による。

4 新公職選挙法二十四条第一項及び第二十五条第四項の規定は、基準日が施行日以後である選挙人名簿の登録に関する異議の申出及び訴訟

外報号

<p>について適用し、基準日が施行日前である選挙人名簿の登録に関する異議の申出及び訴訟については、なお従前の例による。</p> <p>5 新公職選挙法第二十八条の二第一項後段及び第二百七十三条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、基準日が施行日以後である選挙人名簿の登録に係る新公職選挙法第二十四条第一項各号に定める期間又は期日に行われる選挙人名簿の抄本の提出について適用し、基準日が施行日前である選挙人名簿の登録に係る縦覧期間に行われる選挙人名簿の抄本の提出については、なお従前の例による。</p> <p>6 新公職選挙法第三十条の規定は、調製の期日が施行日以後である選挙人名簿の調製について適用し、調製の期日が施行日前である選挙人名簿の調製については、なお従前の例による。</p> <p>7 縦覧開始の日が施行日以前である在外選挙人名簿の登録に係る縦覧については、なお従前の例による。</p> <p>8 新公職選挙法第三十条の八及び第三十条の九の規定は、新公職選挙法第三十条の八第一項各号に掲げる期間の初日又は期日が施行日の翌日以後である在外選挙人名簿の登録に関する異議の申出及び訴訟について適用し、縦覧開始の日が施行日以前である在外選挙人名簿の登録に関する異議の申出及び訴訟については、なお従前の例による。</p> <p>9 新公職選挙法第三十条の十二後段及び第二百七十三条第一項（第三号に係る部分に限る。）の規定は、在外選挙人名簿の登録に係る新公職選挙法第三十条の八第一項各号に掲げる期間の初日</p>	<p>又は期日が施行日の翌日以後である場合における当該期間又は期日に行われる在外選挙人名簿の抄本の提出について適用し、縦覧開始の日が施行日以前である在外選挙人名簿の登録に係る縦覧期間に行われる在外選挙人名簿の抄本の提出については、なお従前の例による。</p> <p>10 第三条の規定による改正後の最高裁判所裁判官国民審査法（以下この項において「新国民審査法」という。）の規定（新国民審査法第三十二条ただし書の規定を除く。）は、前条第一号に掲げる規定の施行の日以後その期日を告示される審査について適用し、同号に掲げる規定の施行の日前までにその期日を告示された審査については、なお従前の例による。</p> <p>（政令への委任）</p>
<p>第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に必要な経過措置は、政令で定める。（地方自治法の一部改正）</p> <p>第四条 地方自治法（昭和二十一年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第七十四条第一項中「本編」を「この編」に、「他の市町村の区域内」を「された者」に、「他の市町村の区域内」を「された者のうち」に、「限る。以下この号において同じ。」を「住所を有するもの」に、「を含む」と「に」に改め、市町村並びに第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市（以下この号において「指定都市」という。）の区及び総合区を「に」に改め、「市町村並びに第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市（以下この号において「指定都市」という。）の区及び総合区を含み、指定都市である場合には当該市の区及び総合区」を削り、「市町村並びに第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市（以下この号において「指定都市」という。）の区及び総合区を含み、指定都市である場合には当該市の区及び総合区」を「と」、「を含み、指定都市である場合には当該市の区及び総合区」とあるのは「〔に改め、同号第五項中「第二十二条」を下この条において「代表者」という。〕」を加え、同号第四項中「政令の」を「政令で」に改め、「第二十二条第一項又は第三項」に改め、同号第五項中「第二十二条」を「付けて」に改め、「代表者」の下に「（以下この条において「代表者」という。）」を加え、同号第四項中「政令の」を「政令で」に改め、「第二十二条第一項又は第三項」に改め、同号第五項中「第二十二条」を削り、同号第五項中「第二十二条」を</p>	<p>都道府県の区域内の他の市町村の区域内に住所を移し、かつ、当該他の市町村の区域内に住所を有している」を「同法第九条第三項の規定により当該都道府県の議員及び長の選挙権を有するものとされたに改め、同号第七項中「行なわれる」を「行われる」に改め、同号第八項中「条例の制定又は改廃の請求者の代表者及び当該」を「代表者及び」に改め、同号第九項中「においては」を「には」に改める。</p> <p>第一百二十七条第一項中「あるとき」を「あるとき」に改め、同号第二項中「第一項」を「前項」に改め、同号第四項中「これを」を「ついて」に改め、同号第二項を削る。</p> <p>第一百九十三条中「第一百二十七条第二項」を削り、「に」を「について」に、「これを」を「ついで、それぞれ」に改める。</p> <p>第二百九十五条第一項中「本編」を「この編」に、「他の市町村の区域内」を「された者」に、「他の市町村の区域内」を「された者のうち」に、「限る。以下この号において同じ。」を「住所を有するもの」に、「を含む」と「に」に改め、「市町村並びに第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市（以下この号において「指定都市」という。）の区及び総合区を「に」に改め、「市町村並びに第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市（以下この号において「指定都市」という。）の区及び総合区を含み、指定都市である場合には当該市の区及び総合区」を削り、「市町村並びに第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市（以下この号において「指定都市」という。）の区及び総合区を含み、指定都市である場合には当該市の区及び総合区」を「と」、「を含み、指定都市である場合には当該市の区及び総合区」とあるのは「〔に改め、同号第五項中「署名について」の下に「それぞれ」を加え、「他の市町村の区域内」を「された者」に、「他の市町村の区域内」を「された者のうち」に、「限る。以下この号において同じ。」を「住所を有するもの」に、「を含む」と「に」に改め、同号第六項中「必要な」を「必須」に改める。</p> <p>（漁業法の一部改正）</p> <p>第五条 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）の一部を次のよう改正する。</p> <p>第八十九条第一項中「市町村」の下に「（以下この条において単に「市町村」という。）」を加え、同号第二項中「ときは」の下に「市町村の」を加え、同号第八項を第九項とし、第五項から第七項までを一項ずつ繰り下げ、第四項の次に次の一項を加える。</p> <p>5 市町村の選挙管理委員会は、毎年十月二十日から十一月三日までの間、市役所、町村役場又は当該選挙管理委員会が指定した場所において、選挙人名簿を選挙人の縦覧に供しなければならない。この場合において、当該選挙管理委員会は、縦覧開始の日前三日までに縦覧の場所を告示しなければならない。</p> <p>第九十四条中「第二十三条规定から第二十五条までを「二十四条、第二十五条」に、「に準用する」を「について準用する」に、「規定の中で同表中欄に掲げるものを「規定中同表の中欄に掲げる字句」に、「下欄のよう」を「の下欄に掲げる字句」に改め、同表第二十三条规定第一項の項を削り、同表第二十四条第一項の項を次のように改める。</p>

<p>第二十四条第一項</p> <p>選挙人名簿の登録に關し不服があると認める</p> <p>選挙人名簿に脱漏又は誤載がある</p> <p>選挙人名簿の登録に關し不服があると認める</p> <p>選挙人名簿に脱漏又は誤載がある</p>
<p>第三十条第二項</p> <p>調製、総覧及び確定に關する期日及び期間</p> <p>調製、総覧及び確定に關する期日及び期間</p> <p>調製、総覧及び確定に關する期日及び期間</p> <p>調製、総覧及び確定に關する期日及び期間</p>
<p>(国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一 部改正)</p> <p>第六条 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一 部を次のように改正する。</p> <p>第十三条第八項中「第二項」を「第三項」に改め</p> <p>第三十条の三中「額は、」の下に「公職選挙法第 三十条の五第一項の規定による」を加え、「行つ た」を「した」に改め、「四百二十八円」の下に 「とし、同条第四項の規定による同法第三十条 の二第二項に規定する在外選挙人名簿への登録 の移転の申請をした者一人について千百五十二 円(本籍地の市区町村の選挙管理委員会に当該 申請をした者については、七百九十五円)」を加え る。</p> <p>第二十条第一項中「第二項」を「第三項」に改め (警察法の一部改正)</p> <p>第七条 警察法(昭和二十九年法律第百六十一号) の一部を次のように改正する。</p> <p>第四十一条第一項中「左の各号の一に」を「次 の各号のいづれかに」に改め、同項ただし書を</p>
<p>第九十四条の表第二十四条第二項の項中「抹消し」を「抹消し」に改め、同表第二十五条第四項の項中「総覧に係る選挙人名簿への登録又は選挙人名簿からの抹消」を「第二十四条第一項各号に定める期間又は期日に異議の申出を行うことができる一の市町村の選挙管理委員会が行う選挙人名簿の登録」に改め、同項の次に次のように加える。</p>
<p>第九十四条第一項中「同一都道府県の区内の他の市町村の区域内に住所を移した選挙人が従前の市町村において当該都道府県の議会の議員又は長の選挙の投票をする場合において公職選挙法」を「公職選挙法による同法第九条第三項の規定により都道府県の議会の議員及び長の選挙権を有する者が従前住所を有していた現に選挙人名簿に登録されている市町村において当該都道府県の議会の議員又は長の選挙の投票をする場合に同法に改め、同表の二の項中「同一都道府県の区域内の他の市町村の区域内に住所を移した選挙人」を「公職選挙法による同法第九条第三項の規定により都道府県の議会の議員及び長の選挙権を有する者」に、「公職選挙法」を「同法第四十四条」に、「及び」を「又は」に改める。</p> <p>第十条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正</p> <p>第八条 住民基本台帳法の一部を次のように改正する。</p> <p>第十条中「第二項」を「第三項、第二十四条第二項」に改め、「又は」の下に「同項若しくは」を加え、「抹消した」を「抹消した」に改める。</p> <p>第十七条の二第一項中「第三十条の六」を「第三十条の六第一項」に改め、「在外選挙人名簿に登録された者」の下に「同条第二項の規定に基づいて在外選挙人名簿への登録の移転(同法第三十条の二第二項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転をいう。以下この条において同じ。)」がされた者を加え、「当該登録された」を「当該登録又は在外選挙人名簿への登録の移転がされた」に改め、同条第二項中「在外選挙人名簿に登録したとき」の下に「同条第二項の規定により在外選挙人名簿への登録の移転をしたとき」を加え、「若しくは同法第四十二条」を「若しくは同法第四十二条」に、「登録され」を</p> <p>別表第四の一の五の項中「同一都道府県の区域内の他の市町村の区域内に住所を移した選挙人が従前の市町村において当該都道府県の議会の議員又は長の選挙の投票をする場合において公職選挙法による同法第九条第三項の規定により都道府県の議会の議員及び長の選挙権を有する者が従前住所を有していた現に選挙人名簿に登録されている市町村において当該都道府県の議会の議員又は長の選挙の投票をする場合に同法に改め、同表の二の項中「同一都道府県の区域内の他の市町村の区域内に住所を移した選挙人」を「公職選挙法による同法第九条第三項の規定により都道府県の議会の議員及び長の選挙権を有する者」に、「公職選挙法」を「同法第四十四条」に、「及び」を「又は」に改める。</p> <p>別表第四の二の五の項中「同一都道府県の区域内の他の市町村の区域内に住所を移した選挙人が従前の市町村において当該都道府県の議会の議員又は長の選挙の投票をする場合において公職選挙法による同法第九条第三項の規定により都道府県の議会の議員及び長の選挙権を有する者が従前住所を有していた現に選挙人名簿に登録されている市町村において当該都道府県の議会の議員又は長の選挙の投票をする場合に同法に改め、同表の二の項中「同一都道府県の区域内の他の市町村の区域内に住所を移した選挙人」を「公職選挙法による同法第九条第三項の規定により都道府県の議会の議員及び長の選挙権を有する者」に、「公職選挙法」を「同法第四十四条」に、「及び」を「又は」に改める。</p> <p>別表公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の項中「第三十条の五第一項」の下に「及び第四項」を加え、「第三十条の六第三項」を「第三十条の六第四項及び第五項」に改める。</p> <p>第十七条 市町村の合併の特例に関する法律(平成十六年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第四条第一項中「第二十二条」を「第二十二条第一項又は第三項」に改める。</p> <p>第五条第三十項中「当該市町村の区域内から引き続き同一都道府県の区域内の他の市町村の区域内に住所を移し、かつ、当該他の市町村の区域内に住所を有している」を「同法第九条第三項の規定により当該都道府県の議会の議員及び長の選挙権を有する者が従前住所を有していた現に選挙人名簿に登録されている市町村において当該都道府県の議員又は長の選挙の投票をする場合に同法に改める。</p> <p>第九条 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律の一部改正</p> <p>第十二条 日本国憲法の改正手続に関する法律の一部改正</p>

については公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から、それぞれ施行するものとすること。

二 議案の可決理由

本案は、選舉人等の投票しやすい環境を整えるため、同一都道府県の区域内で住所を移した者に係る都道府県の議会の議員及び長の選舉権の取扱いの見直し、在外選舉人名簿の登録制度の見直しを行うとともに、最高裁判所裁判官国民審査の期日前投票期間の伸長等の措置を講じようとするもので、その措置は妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。右報告する。

平成二十八年十一月十五日

政治倫理の確立及び
公職選挙法改正に関する特別委員長 大島 理森殿

公職選挙法の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

平成二十八年十一月十五日

提出者

政治倫理の確立及び
公職選挙法改正に関する特別委員長 竹本 直一

公職選挙法の一部を改正する法律
案の第七項中「をいう」を「をいい、実習を行っため航海する学生、生徒その他の者であつて船員手帳に準ずる文書の交付を受けているもの（以下この項において「実習生」という。）を含む」

に、「を含む」を「並びに実習生を含む」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（適用区分）

2 この法律による改正後の公職選挙法の規定は、この法律の施行の日以後その期日を公示される衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙について適用し、この法律の施行の日の前日までにその期日を公示された衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙については、なお従前の例による。

理 由

実習を行うため航海する学生、生徒その他の者の投票の機会を拡充するため、これらの者を洋上投票制度の対象とする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

右の議案を提出する。

平成二十八年五月十九日

提出者

二階 俊博 山口 壮
門 博文 宮崎 政久
若狭 勝 遠山 清彦
江田 康幸 逢坂 誠二

公職選挙法の一部を改正する法律
案の一部を改正する法律
案の第七項中「をいう」を「をいい、実習を行つため航海する学生、生徒その他の者であつて船員手帳に準ずる文書の交付を受けているもの（以下この項において「実習生」という。）を含む」

部落差別の解消の推進に関する法律案及び同報告書

（目的）

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴つて部落差別に関する状況の変化が生じていていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのつと

れるものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別は許さないものであるとの認識の下にこれを解消することに相談して、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応するための体制の充実を図ることとする。

（教育及び啓発）

第二条 國は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。
第三条 國は、部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのつとり、部落差別の解消を推進し、もつて部落差別の解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

（部落差別の実態に係る調査）

第四条 國は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴つて部落差別に関する状況の変化が生じてていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのつと

り、部落差別の解消に關し、國との適切な役割分担を踏まえて、國及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策

を講ずるよう努めるものとする。

（相談体制の充実）

第五条 國は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

第六条 國は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

（教育及び啓発）

第七条 國は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

（部落差別の実態に係る調査）

第八条 國は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴つて部落差別に関する状況の変化が生じてていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのつと

り、部落差別の解消に關し、國との適切な役割分担を踏まえて、國及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策

外 報 (号)

体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

部落差別の解消の推進に関する法律案(一)

階俊博君外八名提出 第百九十回国会衆法

第四八号)に関する報告書

議案の目的及び要旨

本法案は、現在もなお部落差別が存在することを、情報化の進展に伴つて部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのつとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消を推進し、もつて部落差別のない社会を実現するため、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めるもので、その主な内容は次のとおりである。

1 基本理念

部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのつとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならないこと。

2 国及び地方公共団体の責務

国は、基本理念にのつとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共

団体が講ずる施策を推進するために必要な情報の提供等を行うこと。また、地方公共団体は、基本理念にのつとり、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めること。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。
右報告する。

平成二十八年十一月十六日

法務委員長 鈴木 淳司
衆議院議長 大島 理森殿

[別紙]

部落差別の解消の推進に関する法律案に対する附帯決議

国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うこと。

4 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。

右の議案を提出する。
平成二十八年十一月十六日
提出者 法務委員長 鈴木 淳司

再犯の防止等の推進に関する法律案

第一条 この法律において「犯罪をした者等」とは、犯罪をした者又は非行少年(非行のある少年をいう。以下同じ。)若しくは非行少年であつた者をいう。(定義)

第二条 この法律において「再犯の防止等」とは、犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと(非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であつた者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。)をいう。

(基本理念)

第三条 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰をすることが困難な状況にあることを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようすることを旨として、

講ぜられるものとする。

つ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に關し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定める。これにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もつて国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

第一章 総則(第一条 第十一条)
第二章 基本的施策
第一節 國の施策(第十一條 第二十三條)
第二節 地方公共団体の施策(第二十四條)
附則
第一章 総則
(目的)
第一条 この法律は、国民の理解と協力を得つ

2 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設(刑務所、少人補導院をいう。以下同じ。)に収容されている間のみならず、社会に復帰した後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるよう、矯正施設における適切な収容及び処遇のための施策と職業及び住居の確保に係る支援をはじめとする円滑な社会復帰のための施策との有機的な連携を図りつつ、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、総合的に講ぜられるものとする。	2 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。
3 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要なあるとの認識の下に、講ぜられるものとする。	3 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者に対しても必要な情報を適切に提供するものとする。
4 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、再犯の防止等に関する各般の施策の有効性等に関する調査研究の成果等を踏まえ、効果的に講ぜられるものとする。	4 再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者は、前項の規定により提供を受けていた犯罪をした者等の個人情報その他の犯罪をした者等の個人情報を適切に取り扱わなければならぬ。
(国等の責務)	(再犯防止啓発月間)
第四条 国は、前条の基本理念(次項において「基本理念」という。)にのつとり、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。	第六条 国民の間に広く再犯の防止等についての関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間を設ける。
2 地方公共団体は、基本理念にのつとり、再犯の防止等に関する施策の推進を図るため、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(以下「再犯防止推進計画」といふ。)を定めなければならない。	2 再犯防止啓発月間は、七月とする。
(連携、情報の提供等)	(再犯防止推進計画)
第五条 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に	第七条 政府は、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(以下「再犯防止推進計画」といふ。)を定めなければならない。
2 再犯防止推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。	第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(次項において「地方再犯防止推進計画」といふ。)を定めるよう努めなければならない。
	第九条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。
	(年次報告)
	第十一条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた再犯の防止等に関する施策についての報告を提出しなければならない。
	第二章 基本的施策
	第一節 国の施策
	(特性に応じた指導及び支援等)
	第十二条 国は、犯罪をした者等に対する指導及び支援については、矯正施設内及び社会内を通じ、指導及び支援の内容に応じ、犯罪をした者等の犯罪又は非行の内容、犯罪及び非行の経歴その他の経歴、性格、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況その他の特性を踏まえて行うものとする。
	第十三条 国は、犯罪をした者等に対する指導については、これを変更しなければならない。
	第十四条 国は、犯罪をした者等の自覚及び被害者等の心情の理解を促すとともに、円滑な社会復帰に資するものとなるよう留意しなければならない。
	(就労の支援)
	第十五条 国は、犯罪をした者等が自立した生活を営むことができるよう、その就労を支援するため、犯罪をした者等に対し、その勤労意欲を高め、これに職業上有用な知識及び技能を得させる作業の矯正施設における実施、矯正施設内外及び社会内を通じた職業に関する免許又は資格の取得を目的とする訓練その他の効果的な職

<p>業訓練等の実施、就職のあつせん並びに就労及びその継続に関する相談及び助言等必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>(非行少年等に対する支援)</p> <p>第十三条 国は、少年が可塑性に富む等の特性を有することに鑑み、非行少年及び非行少年であつた者が、早期に立ち直り、善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けるため、少年院、少年鑑別所、保護観察所等の関係機関と学校、家庭、地域社会及び民間の団体等が連携した指導及び支援、それらの者の能力に応じた教育を受けられるようにするための教育上必要な支援等必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>(就業の機会の確保等)</p> <p>第十四条 国は、国を当事者の一方とする契約で國以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物品の納入に対し國が対価の支払をすべきものを締結するに当たつて予算の適正な使用に留意しつつ協力雇用主(犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする事業主をいう。第二十三条において同じ。)の受注の機会の増大を図るよう配慮すること、犯罪をした者等の國による雇用の推進その他犯罪をした者等の就業の機会の確保及び就業の継続を図るために必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>(住居の確保等)</p> <p>第十五条 国は、犯罪をした者等のうち適切な住居、食事その他の健全な社会生活を営むために必要な手段を確保することができないことによ</p>	
<p>りその改善更生が妨げられるおそれのある者の自立を支援するため、その自助の責任を踏まえつつ、宿泊場所の供与、食事の提供等必要な施策を講ずるとともに、犯罪をした者等が地域において生活を営むための住居を確保することを支援するため、公営住宅(公営住宅法(昭和二十六年法律第二百九十三号)第二条第二号に規定する公営住宅をいう。)への入居における犯罪をした者等への特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>(更生保護施設に対する援助)</p> <p>第十六条 国は、犯罪をした者等の宿泊場所の確保及びその改善更生に資するよう、更生保護施設の整備及び運営に關し、財政上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)</p> <p>第十七条 国は、犯罪をした者等のうち高齢者、障害者等であつて自立した生活を営む上で困難を有するもの及び薬物等に対する依存がある者等について、その心身の状況に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう、医療、保健、福祉等に関する業務を行う関係機関における体制の整備及び充実を図るために必要な施策を講ずるとともに、当該関係機関と矯正施設、保護観察所及び民間の団体との連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>(関係機関における体制の整備等)</p> <p>第十八条 国は、犯罪をした者等に対し充実した指導及び支援を行うため、関係機関における体制を整備するとともに、再犯の防止等に係る人材の確保、養成及び質質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。</p>	
<p>(再犯防止関係施設の整備)</p> <p>第十九条 国は、再犯防止関係施設(矯正施設その他再犯の防止等に関する施設を実施する施設をいう。以下この条において同じ。)が再犯の防止等に関する施策の推進のための重要な基盤であることに鑑み、再犯防止関係施設の整備を推進するために必要な施設を講ずるものとする。</p> <p>(情報の共有、検証、調査研究の推進等)</p> <p>第二十条 国は、再犯の防止等に関する施策の効果的な実施に資するよう、関係機関が保有する再犯の防止等に資する情報を共有し、再犯の防止等に関する施策の実施状況及びその効果を検証し、並びに犯罪をした者等の再犯の防止等を図る上で効果的な処遇の在り方等に関する調査及び研究を推進するとともに、それらの結果等を踏まえて再犯の防止等に関する施策の在り方について検討する等必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>(社会内における適切な指導及び支援)</p> <p>第二十一条 国は、犯罪をした者等のうち社会内において適切な指導及び支援を受けることが再犯の防止等に有効であると認められる者について、矯正施設における処遇を経ないで、又は一定期間の矯正施設における処遇に引き続き、社会内において指導及び支援を早期かつ効果的に受けられることができるよう、必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>(検討)</p> <p>第二十二条 国は、再犯の防止等に関する施策の重要性について、国民の理解を深め、その協力を得られるよう必要な施策を講ずるものとする。</p>	
<p>(施行期日)</p> <p>1 この法律は、公布の日から施行する。</p> <p>2 国は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この法律は、公布の日から施行する。</p> <p>2 国は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>理由</p> <p>国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もつて国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与するため、再犯の防止等に関する施策に明瞭化にすることとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。</p>	

金融資本市場をめぐる情勢の変化に対応して金融の機能の安定を確保するための金融機能の強化のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成二十八年九月二十六日

内閣総理大臣 安倍晋三

金融資本市場をめぐる情勢の変化に対応して金融の機能の安定を確保するための金融機能の強化のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律

(金融機能の強化のための特別措置に関する法律等の一部改正)

第一条 次に掲げる法律の規定中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十四年三月三十一日」に改める。

第十五条第一項及び第二項、第二十六条並びに第三十四条の二

二 金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法(平成十四年法律第二百五十九号)第三条

三 保険業法(平成七年法律第二百五十九号)附則第一条の二の十四第一項

(銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部改正)

第二条 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律(平成十三年法律第二百三十一号)の一部を次のように改正する。

4 政府は、この法律の施行後五年を目途とし

三十日」を「平成四十四年三月三十一日」に改め、同項第一号中「平成二十九年十月一日」を「平成三十四年十月一日」に、「すべて」を「全て」に改める。

第三十八条第一項中「平成二十九年三月三十日」を「平成三十四年三月三十一日」に改め、

同項第三項第二号及び第三号中「平成三十九年三月三十一日」を「平成四十四年三月三十一日」に改める。

第三十八条の二第一項中「平成二十九年三月三十日」を「平成三十四年三月三十日」に改め、同項第三項第二号及び第三号中「平成三十九年三月三十一日」を「平成三十四年三月三十一日」に改める。

第三十九条第一項中「平成三十四年三月三十日」を「平成三十四年三月三十日」に改め、同項第三項第二号及び第三号中「平成三十九年三月三十日」を「平成三十四年三月三十日」に改める。

て、この法律による改正後のそれぞれの法律(以下この項において「改正後の各法律」という。)の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

理由

金融資本市場をめぐる情勢の変化に対応して金融の機能の安定を確保するため、金融機関等の資本の増強に関する措置等の期限延長を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

に関する政府補助の特例措置を平成三十四年三月三十一日まで延長すること。

4 銀行等保有株式取得機構が行う会員等からの株式等の買取り等の期限を平成三十四年三月三十一日まで延長すること。

5 この法律は、公布の日から施行すること。

議案の可決理由

本案は、金融資本市場をめぐる情勢の変化に対応して金融の機能の安定を確保するため、金融機関等に対する資本増強等の期限措置の延長を行いうもので、時宜に適うものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成二十八年十一月十六日

財務金融委員長 御法川信英
衆議院議長 大島 理森殿

別紙

別紙

金融資本市場をめぐる情勢の変化に対応して金融の機能の安定を確保するための金融機能の強化のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

一 議案の目的及び要旨
本案は、金融資本市場をめぐる情勢の変化に対応して金融の機能の安定を確保するため、金融機関等に対する資本増強等の期限措置の延長を行うもので、その主な内容は次のとおりである。

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(政令への委任)

3 前項に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。
(検討)

1 金融機関等が国の資本参加の申込みをする期限を平成三十四年三月三十一日まで延長すること。
2 金融機関等が経営基盤強化に関する計画を主務大臣に提出する期限を平成三十四年三月三十一日まで延長すること。
3 生命保険契約者保護機構が行う資金援助等の一部を改正する。

政府及び関係者は、次の事項について、十分配慮すべきである。

1 銀行等保有株式取得機構が保有する株式等については、市場の状況及び国民負担につながる損失回避等を勘案しつつ、その処分を早期に進めよう最大限の努力をし、処分後において、同機構は、速やかに解散すること。

(号外)

官

割賦販売法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

平成二十八年十月十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

割賦販売法の一部を改正する法律

割賦販売法(昭和三十六年法律第百五十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三章の四 クレジットカード番号等の適切な管理等(第三十五条の十六・第三十五条の十七)」を「第三章の四 クレジットカード番号等の適切な管理等(第三十五条の十六・第三十五条の十七)」に改める。

第一条第一項中「管理」を「管理等」に改める。

第二条第三項第一号中「並びに第三十五条の十六」を「第三十五条の三並びに第三十五条の十六」に改め、「第三十三条の三第二項において準用する場合を含む。」を削り、「第三十五条の十
六」の下に「第三十五条の十七の二、第三十五条の十七の八、第三十五条の十七の十五」を加える。

第十五条第一項第八号イ中「破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に改める。

第三十条の二の三の見出しを「書面の交付等」に改め、同条第四項中「記載した書面」を「に係る情報」に、「交付しなければ」を「提供しなけれ
ば」に改め、同条の次に次の二条を加える。

ば」に改め、同項第二号中「商品の引渡時期若しくは権利の移転時期又は役務を契約の締結時において商品の引渡し若しくは権利の移転又は役務の提供をしないときは、当該商品の引渡時期若しくは当該権利の移転時期又は当該役務に改め、同項第三号中「事項」を「定めがあるときは、その内容に改め、同条に次の二項を加える。

5 包括信用購入あつせん関係販売業者又は包括信用購入あつせん関係役務提供事業者は、前項に規定する契約の締結時において購入者又は役務の提供を受ける者から同項各号の事項を記載した書面の交付を求められたときは、遅滞なく、経済産業省令・内閣府令で定めるところにより、当該書面を交付しなければならない。

第三十条の六中「包括信用購入あつせん関係販売業者又は包括信用購入あつせん関係役務提供事業者」を削り、「第三十条の二の三各項」を「第三十条の二の三第一項から第三項まで」に改める。

第三十二条第一項第二号中「営業所」の下に「(外
国法人にあつては、本店及び国内における主たる
営業所その他の営業所)」を加え、同項第四号中「及び次節」を「次節及び第三章の四第二節」に改め、「第三十三条の三第二項において準用する第二
十一条第一項」を「第三十五条の二第一項」に改める。

第三十四条第一項中「第三十三条の二第一項第
三号」を「第三十三条の二第一項第四号」に、「第三十五条及び第三十五条の三において準用する第二
十一条第一項」を「第三十五条の二第一項」に改め、「第三十五条の二第一項第十一号」に改め
る。

第三十四条第一項中「第三十三条の二第一項第
三号」を「第三十三条の二第一項第四号」に、「第三
十五条及び第三十五条の三において準用する第二
十一条第一項」を「第三十五条の二第一項」に改め
る。

第三十五条の二登録包括信用購入あつせん業者が第三十四条第一項の規定による命令を受け、第三十四条の二第一項若しくは第二項の規定により登録を取り消され、又は第三十四条の三第一項第二号の規定により登録を消除されたときは、当該登録包括信用購入あつせん業者と包括信用購入あつせんに係る契約を締結した販売業者は、当該登録を解除することができる。

2 前項の規定に反する特約は、無効とする。
(登録の取消し等に伴う取引の結了等)

第三十五条の三登録包括信用購入あつせん業者が第三十四条の二第一項若しくは第二項の規定により登録を取り消されたとき、又は第三十四条第一項中「第三十五条の三において準用する第二十六条第一項」を「第三
十五条」に改め、同条第一項中「前条第三項」を「前条第五項」に改め、同条の次に次の二条を加える。

二 外国法人である場合には、国内に営業所を有しない者

第三十三条の三の見出しを「(変更の届出)」に改
め、同条第一項中「その変更に係る事項を記載し
た変更登録の申請書」を「その旨に、「提出しなけ
れば」を「届け出なければならない」に改め、同条第二項中「第十五条第二項及び第三項」を「第
三十三条第一項」を削り、「前項」を「第一項」
並びに前条第一項」を削り、「前項」を「第一項」
に、「変更登録の申請」を「変更の届出をする場合」
に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次
に次の二項を加える。

第三十四条の四 経済産業大臣は、第三十四条第
一項の規定による命令をし、若しくは同条第二
項において準用する第二十条第二項の規定によ
りこれを取り消したとき、第三十四条の二第一
項若しくは第二項の規定により登録を取り消
したとき、又は前条第一項第二号の規定により登
録を消除したときは、経済産業省令で定める
ところにより、その旨を公示しなければなら
ない。

(処分の公示)

第三十四条の四 経済産業大臣は、第三十四条第
一項の規定による命令をし、若しくは同条第二
項において準用する第二十条第二項の規定によ
りこれを取り消したとき、第三十四条の二第一
項若しくは第二項の規定により登録を取り消
したとき、又は前条第一項第二号の規定により登
録を消除したときは、経済産業省令で定める
ところにより、その旨を公示しなければなら
ない。

条の三第一項第二号の規定により登録が消除されたときは、当該登録包括信用購入あつせん業者であつた者はその一般承継人は、当該登録包括信用購入あつせん業者が交付し又は付与したカード等に係る取引を結了する目的の範囲内においては、なお登録包括信用購入あつせん業者とみなす。

第三十五条の三の十二第一項中「第三十五条の三の十第一項第一号、第二号、第四号又は第五号」を「第三十五条の三の十第一項各号」に改め、「第九条の二第一項各号」の下に「又は第二十四条の二第一項各号」を加え、同条第四項ただし書及び第五項ただし書中「又は第九条の二第一項」を「第九条の二第一項、第二十四条第一項又は第二十四条の二第一項」に改め、同条第七項中「又は第九条の二第一項」を「第九条の二第一項、第二十二条第一項」に改め、「含む。」の下に「及び第二十四条第六項(同法第二十四条の二第三項において準用する場合を含む)」を加え、「第九条第六項」を「第九条第六項及び第二十四条第六項」に改める。

第三十五条の三の十三第七項中「六月」を「一年」に改める。

第三十五条の三の二十六第一項第五号イ中「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に改める。

第三十五条の三の二十八の見出しを「(変更の届出)」に改め、同条第一項中「その変更に係る事項を記載した変更登録の申請書」を「その旨」に、「提出しなければ」を「届け出なければ」に改め、同条第二項中「第十五条第三項」及び「第三十五条の三の二十六第一項」

(号)外)

を削り、「前項」を「第一項」に、「変更登録の申請」を「変更の届出をする場合」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 経済産業大臣は、前項の規定による変更の届出を受理したときは、その届出があつた事項を個別信用購入あつせん業者登録簿に登録しなければならない。

第三十五条の三の三十二第二項第三号中「申請」を「届出」に改める。

第三十五条の三の三十三第二項中「前条第三項」を「前条第五項」に改める。

第三十五条の三の三十六第一項第四号ロ及び第三十五条の五第七号イ中「破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に改める。

第三十五条の三の三十六第一項中「包括信用購入あつせん業者又は二月払購入あつせん業者とする者(以下「クレジットカード等購入あつせんに係る販売の方法により商品若しくは権利を販売する販売業者(以下「クレジットカード等購入あつせん関係販売業者」という。)又はクレジットカード等購入あつせんに係る提供の方法により役務を提供する役務提供事業者(以下「クレジットカード等購入あつせん関係役務提供事業者」という。)」を「クレジットカード番号等取扱業者(次の各号のいずれかに該当する者をいう。以下同じ)に、「クレジットカード等購入あつせん業者(以下「クレジットカード等購入あつせん業者又は二月払購入あつせん業者」という。)がに、「き損」を「毀損」に改め、同項に次の各号を加える。

第三十五条の三の二十六第一項第五号イ中「破産手続開始の決定を受けたときの名をもつて当該販売業者又は自己の名をもつて当該販売業者又

は当該役務提供事業者に包括信用購入あつせん又は二月払購入あつせん(次号及び第三十五条の十七の二において「クレジットカード等購入あつせん」という。)に係る購入の方法により購入された商品若しくは権利の代金又は受領される役務の対価に相当する額の交付の者を通じた当該販売業者又は当該役務提供事業者又は当該役務提供事業者以外の者を通じた当該販売業者又は当該役務提供事業者への交付を業者とすることを業者とする者(次条及び第三十五条の十八第一項において「立替払取次業者」という。)

第三十五条の十七の二 次の各号のいずれかに該当する者は、経済産業省に備えるクレジットカード番号等取扱契約締結事業者の登録簿に登録を受けなければならない。

第一節 クレジットカード番号等の適切な管理

第三十五条の十七中「第三項又は第四項」を「又は第三項」に改め、第三章の四に次の二節を加える。

第二節 クレジットカード番号等取扱契約

(クレジットカード番号等取扱契約締結事業者の登録)

第三十五条の十七の二 次の各号のいずれかに該当する者は、経済産業省に備えるクレジットカード番号等取扱契約締結事業者の登録簿に登録を受けなければならない。

官報 (号外)

(登録の申請)

第三十五条の十七の三 前条の登録を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一 名称

二 本店その他の営業所(外国法人にあつては、本店及び国内における主たる営業所その他

の営業所の名称及び所在地

三 役員の氏名

2 前項の申請書には、定款、登記事項証明書その他経済産業省令で定める書類を添付しなければならない。ただし、経済産業省令で定める場合は、登記事項証明書の添付を省略することができる。

3 前項の場合において、定款が電磁的記録で作られているときは、書面に代えて電磁的記録(経済産業省令で定めるものに限る。)を添付することができる。

(登録及びその通知)

第三十五条の四 経済産業大臣は、前条第一項の規定による登録の申請があつたときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、前条第一項各号に掲げる事項及び登録年月日をクレジットカード番号等取扱契約締結事業者登録簿に登録しなければならない。

(登録の拒否)

2 経済産業大臣は、第三十五条の十七の二の登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

申告書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 法人でない者

二 外国法人である場合には、国内に営業所を有しない者

三 法人でない者

三 第十五条の十七の十一第一項又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人

四 この法律の規定により罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けたことがなくなつた日から五年を経過しない法人

五 役員のうちに次のいずれかに該当する者のある法人

六 暴力団員等がその事業活動を支配する法人

七 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれのある法人

八 クレジットカード番号等取扱契約(第三十五条の十七の二各号に規定する契約をいう。以下同じ。)の締結に係る業務及び第三十五条の八第一項又は第三項の規定による調査の適確な実施を確保するために必要なものとして経済産業省令で定める体制が整備されていると認められない法人

九 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

十 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

十一 この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定(同法第二百三十一条の三第七項及び第三十二条の十一第一項の規定による登録の申請があつた場合は準用する。)

十二 第十五条第三項の規定は、第三十五条の十七の三第一項の規定による登録の申請があつた場合に準用する。

(変更の届出)

第三十五条の六 クレジットカード番号等取扱契約締結事業者は、第三十五条の十七の三第一項各号に掲げる事項について変更があつたときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

13 経済産業大臣は、前項の規定による変更があつた日から五年を経過しない者

14 クレジットカード番号等取扱契約締結事業者(第三十五条の十七の二の登録を受けた者をいう。以下同じ。)が第三十五条の十

七の十一第一項又は第二項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前三十日以内にそのクレジットカード番号等取扱契約締結事業者の役員であつた者で、その処分があつた日から五年を経過しないもの

申告書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

(登録簿の閲覧)

第三十五条の十七の七 経済産業大臣は、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

(クレジットカード番号等取扱契約締結事業者の調査等)

第三十五条の十七の八 クレジットカード番号等取扱契約締結事業者は、クレジットカード番号等取扱契約締結に先立つて、経済産業省令で定めるところにより、販売業者又は役務提供事業者によるクレジットカード番号等の適切な管理及び利用者の不正な利用の防止(以下「クレジットカード番号等の不正な利用の防止」という。)に支障等取扱契約を締結しようとする販売業者又は役務提供事業者に關し、クレジットカード番号等の適切な管理又は利用者によるクレジットカード番号等の不正な利用の防止を図るために、クレジットカード番号等取扱契約を締結しようとする販売業者又は役務提供事業者に關し、クレジットカード番号等の適切な管理等とされる有無に関する事項であつて経済産業省令で定める事項を調査しなければならない。

第三十五条の十七の九 クレジットカード番号等取扱契約締結事業者は、前項の規定による調査その他の方法により知つた事項からみて、販売業者又は役務提供事業者が講じようとする第三十五条の十六第一項若しくは第三項又は第三十五条の十七の十五に規定する措置がそれぞれ第三十五条の十六第一項若しくは第三項又は第三十五条の十七の十五に規定する基準に適合せず、又は適合しないお

下「新法」という。第三十条の二の三第四項及び第五項の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という)以後に締結した契約で、新法第二条第三項に規定する包括信用購入あつせんによる改正前の割賦販売法(以下「旧法」という)。第二条第三項に規定する包括信用購入あつせんに係る販売又は提供の方法により商品若しくは権利を販売し、又は役務を提供するものについて適用し、施行日前に締結した契約で、この法律による改正前の割賦販売法(以下「旧法」といふ)。第二条第三項に規定する包括信用購入あつせんに係る販売又は提供の方法により商品若しくは権利を販売し、又は役務を提供するものについては、なお従前の例による。

(登録包括信用購入あつせん業者又は登録個別信用購入あつせん業者の変更登録の申請に関する経過措置)

第三条 施行日前にされた旧法第三十三条の三第一項又は第三十五条の三の二十八第一項の規定による変更登録の申請であつて、施行日において登録又は登録の拒否の処分がされていないものは、施行日にそれぞれ新法第三十三条の三第一項又は第三十五条の三の二十八第一項の規定によりされた変更の届出とみなす。

(登録包括信用購入あつせん業者に対する命令等に関する経過措置)

第四条 施行日前に旧法第三十一条に規定する登録包括信用購入あつせん業者が旧法第三十四条の二第一項若しくは第二項の規定により登録を取り消され、又は旧法第三十四条の三第一項第二号の規定により登録を消除されたときにおける旧法第三十五条第一項の規定による契約の解除については、なお従前の例による。

(營業保証金に関する経過措置)

第五条 この法律の施行の際現に旧法第三十五条の一第一項の規定に基づく営業保証金の取戻しに関する手続を行つてゐる者についての当該営業保証金の取戻しについては、なお従前の例による。

第五項の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。以後に締結した契約で、新法第二条第三項に規定する包括信用購入あつせんに係る販売又は提供の方法により商品若しくは権利を販売し、又は役務を提供するものについて適用し、施行日前に締結した契約で、この法律による改正前の割賦販売法（以下「旧法」とい

う。)第二条第三項に規定する包括信用購入あつせんに係る販売又は提供の方法により商品若しくは権利を販売し、又は役務を提供するものに

ついては、なお前回の例による。
(登録包括信用購入あつせん業者又は登録個別
信用購入あつせん業者の変更登録の申請に関する
経過措置)

第二条 旅行日前にされた旧法第三十三条の二第一項の規定

による変更登録の申請であつて、施行日において登録又は登録の拒否の処分がされていないものは、施行日にそれぞれ新法第三十三条の三第一項又は第三十五条の三の二十八第一項の規定によりされた変更の届出とみなす。

(登録包括信用購入あつせん業者に対する命令等に関する経過措置)

第四条 施行日前に旧法第三十一条に規定する登

録包括信用購入あつせん業者が旧法第三十四条第一項の規定による命令を受け、旧法第三十四条第二項若しくは第二項の規定により登録を取り消され、又は旧法第三十四条の三第一項第二号の規定により登録を消除されたときにおける旧法第三十五条第一項の規定による契約の解除については、なお左前二列による。

結した販売業者又は役務提供事業者（第四項の

規定による公告がされたときは同項の申出をした者に限る。)は、その契約によつて生じた債権

又はその承諾の意思表示の取消しに関する経過措置

第七条 新法第三十五条の三の十三第七項(新法第三十五条の三の十四第三項、第三十五条の三の十五第三項及び第三十五条の三の十六第一項

において準用する場合を含む。)の規定は、第二号施行日以後にした新法第三十五条の三(第

一項に規定する個別信用購入あつせん関係受領契約の申込み又はその承諾の意思表示に係る取

消権について適用し、第二号施行日前にした旧法第三十五条の三第一項に規定する個別信

用購入あつせん関係受領契約の申込み又はその承諾の意思表示に係る取消権については、なお

従前の例による。

第八条 新法第三十五条の十七の二の規定は、
この登録に関する経過措置)

の法律の施行の際現に新法第三十五条の十七の五第一項第八号に規定するクレジットカード番

号等取扱契約の締結を業として行つてゐる者について、施行日から六月を経過する日(その

二二二、施行日から六月を経過する日までの
日までに新法第三十五条の十七の三第一項の申
請書の提出による場合によ、二二二四月三十日を終了

講書を提出した場合には、その申請によって登録又は登録の拒否の処分がある日)までの間、適

（認定割賦販売協会の認定に関する経過措置）

第九条 施行日前に旧法第三十五条の十八第一項の規定によりされた認定は、新法第三十五条の

十八第一項の規定によりされた認定とみなす。
(罰則に関する経過措置)

第十条 この法律(附則第一条第二号に掲げる規

第一編 第一章 漢代的賦稅制度

定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十一條 附則第一条から前条までに規定するもののはか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第十二条 政府は、施行日以後五年を経過した場

合において、新法の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(登録免許税法の一部改正)

第十三条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一 第百八十八号中「又は」を「クレジットカード番号等取扱契約締結事業者の登録又は」に改め、同号(五)を同号(六)とし、同号(四)の次に次のように加える。

に次のように加える。

(五) 割賦販売法第三十五条の十七の二(クレジットカード番号等取扱契約締結事業者の登録)のクレジットカード番号等取扱契約締結事業者の登録	登録件数 円	一件につき十五万円
--	--------	-----------

理由

クレジットカード番号等の漏えい等及び不正な利用による被害が増加している状況に鑑み、販売業者等に対してクレジットカード番号等の適切な管理及び不正な利用の防止を行わせるため、クレジットカード番号等を取り扱うことを販売業者等に認める契約を締結することを業とする者について登録制度を設け、当該販売業者等の調査を義務付ける等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

割賦販売法の一部を改正する法律案(内閣

提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、近年、クレジットカード番号等の漏えい事件や不正使用による被害が増加すること

カード番号等の適切な管理等に資する業務を追加すること。

4 販売業者等に課せられているクレジットカード利用時の書面交付義務を情報提供義務に改め、電磁的方法による情報提供も可能とすること。

5 特定商取引に関する法律において、不当な勧誘により販売契約等を締結した場合の消費者の取消権の拡充等が行われたことに合わせ、これらの販売契約等と並行して締結された分割払い等の契約についても同様の措置を講ずること。

6 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由
本案は、安全・安心なクレジットカード利用環境を実現するための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。
右報告する。

平成二十八年十一月十六日

経済産業委員長 浮島 智子
衆議院議長 大島 理森殿

[別紙]

割賦販売法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

2 クレジットカード番号等の取扱いを認める

契約を締結する事業者について登録制度を設けること。

3 認定割賦販売協会の業務に、クレジット

社と加盟店契約会社とが役割分担するオフアス

トを利用した悪質加盟店のトラブルを防止するため、消費者からカード発行会社に寄せられた苦情申出を、カード発行会社から加盟店契約会社に迅速に伝達し、加盟店契約会社において悪質加盟店情報を集約し加盟店調査及び措置を効果的に講ずるよう、政府は、業界の実効的な取組を促進するとともに、その実施状況を検証し、必要に応じて翌月一括払いの取引についてカード発行会社の苦情伝達等の義務のあり方を検討すること。

二 クレジットカード情報の漏えい事故や不正利用被害を防止するため、加盟店のカード情報安全管理義務及び不正利用防止義務の実効性を確保する観点から、加盟店契約会社から加盟店に対する情報管理体制の調査を促進するとともに、加盟店のセキュリティ対策の進捗状況を見える化する方策及び消費者に対しカード情報セキュリティの重要性を啓発する方策を講じ、消費者がカード情報の管理が整備された加盟店を選択できる環境を整備すること。

三 クレジット決済における書面の電子化が進展する一方で、加盟店による不適正取引やカード情報の不正利用被害を防止するためには、消費者がカード決済の利用明細をチェックすることが重要であることに鑑み、消費者に対する啓発に取り組むこと。

四 クレジット取引を巡るトラブルの適正な解決及び効果的な被害防止を図るため、消費生活センターにおける苦情・相談の適切な処理が促進されるよう、地方公共団体における消費生活セ

官 報 (号 外)

平成二十八年十一月十七日 衆議院会議録第十一号 割賦販売法の一部を改正する法律案及び同報告書

四八

ンターの相談処理機能の一層の向上に向けた研修の充実を図ること。

五 政府は、高齢者の消費者被害が社会問題化している状況に鑑み、高齢者のクレジットカードの発行並びに更新時に、適切な審査をカード発行会社が行うよう指導すること。

六 登録が必要となるフィンテック企業等決済代理業者について、登録が必要となる範囲の運用を明確にするとともに、海外の決済代理業者が関係する不法行為等から消費者を保護できるよう厳格な運用を行うこと。

二二ページ四段一六行「細田博之君外六名」を「細田博之君外七名」に訂正する。

衆議院会議録第二号中訂正

発行所	二東京千 二番五号 独立行政法人 國立印刷局
電話	03 (3587) 4294
定価	本号一部 (本体 二三六円 二三〇円)